総務警察委員会記録

開催日時 平成29年12月13日 (水) 13:03~17:28

開催場所 第1委員会室

出席委員 8名

山本 進章 委員長

山村 幸穂 副委員長

亀田 忠彦 委員

松本 宗弘 委員

川田 裕 委員

森山 賀文 委員

大国 正博 委員

荻田 義雄 委員

欠席委員 1名

中野 雅史 委員

出席理事者 辻本 総務部長

中 危機管理監

村田 地域振興部長

山本 南部東部振興監

森田 観光局長

星場 警務部長

大久保 生活安全部長

藤本 刑事部長

宮本 交通部長

今谷 警備部長

音田 人事委員長 ほか、関係職員

傍聴者 なし

議事

(1) 議案の審査について

議第70号 平成29年度奈良県一般会計補正予算(第3号)

(総務警察委員会所管分)

- 議第72号 奈良県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例 (総務警察委員会所管分)
- 議第73号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
- 議第74号 奈良県税条例等の一部を改正する条例
- 議第75号 産業集積の形成及び活性化のための県税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例
- 議第83号 財産の処分について
- 議第89号 関西広域連合規約の一部変更に関する協議について
- 議第90号 公立大学法人奈良県立大学定款の変更について
- 議第93号 当せん金付証票の発売について
- 議第95号 平成29年度奈良県一般会計補正予算(第4号)

(総務警察委員会所管分)

- 議第96号 奈良県議会議員の議員報酬額、費用弁償額及び期末手当の額並 びにその支給条例等の一部を改正する条例
- 議第97号 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
- 議第98号 奈良県職員に対する退職手当に関する条例等の一部を改正する 条例
- 報第31号 地方自治法第180条第1項の規定による専決処分の報告について

自動車事故にかかる損害賠償額の決定について

(総務警察委員会所管分)

(2) その他

く会議の経過>

〇山本委員長 ただいまから、総務警察委員会を開会いたします。

本日の欠席者は中野委員です。

なお、理事者において、安田警察本部長が欠席するとの連絡を受けておりますので、ご 了解願います。

本日は、人事委員長、人事委員会事務局長、会計局総務課長に出席いただいていますので、ご了解願います。

なお、この後、傍聴の申し出があれば、20名を限度に入室していただきますので、ご

承知ください。

それでは、案件に入ります。

まず、付託議案の審査を行います。

当委員会に付託を受けました議案は、委員会次第に記載のとおりであります。

なお、審査に先立ち申し上げておきますが、委員長報告は、正副委員長会議の申し合わせにより、付託を受けました議案の審査結果についてのみ報告となりますので、あらかじめご了承願います。

それでは、付託議案について、総務部長、地域振興部長、観光局長、警務部長の順に説明願います。

なお、理事者の皆様におかれましては、着席にてご説明、ご報告願います。

〇辻本総務部長 山本委員長からご配慮いただきましたので、以降の説明については着席 にて説明させていただきます。

それでは、今定**例**県議会に提出した議案全体の概要と、そのうちの総務部に関する事項 についてご説明します。

12月1日に提出した議案は、資料「平成29年度一般会計補正予算案その他」の12 月1日提出分の目次のとおり、予算が議第70号の1件、条例制定及び改正が議第71号 から議第77号までの7件、契約等が議第78号から議第93号までの16件、計画が議 第94号の1件、専決処分の報告が報第30号と報第31号の2件、合計27件です。

以下、総務部に関するものについてご説明します。その他の部の所管に属するものについては、それぞれの部局長が所管の委員会でご説明します。

まず、今ごらんいただいた資料「平成29年度一般会計補正予算案その他」の12月1 日提出分で載せている議案から説明させていただきます。

41ページの議第83号「財産の処分について」は、旧五條高校跡地を五條市に売却するものです。

続いて、47ページの議第89号「関西広域連合規約の一部変更に関する協議について」ですが、これは関西広域連合の処理する事務に規定される通訳案内士等に係る事務を、通訳案内士法等の一部改正に伴い改正するとともに、広域連合の処理する事務に毒物劇物取扱者試験及び一般用医薬品の登録販売者試験に関する事務を追加することに伴い、関西広域連合規約を変更することについて議決を求めるものです。

続いて、56ページの議第93号「当せん金付き証票の発売について」は、いわゆる宝

くじの平成30年度における本県の発売総額を100億円以内とするもので、今年度と同額です。

次に、資料が「平成29年12月定例県議会提出予算案の概要」に変わりますが、この 1ページからの議第70号「平成29年度奈良県一般会計補正予算案(第3号)」につい ては、歳入歳出それぞれ93億7,900万円余の増額です。また、新規の繰越明許費と して17億1,300万円余、債務負担行為として追加、変更合わせて37億400万円 余を計上しています。これらは、ことし10月に発生した台風21号等による被害への対 応や、国の交付金等を活用した県政諸課題への取り組みの推進、その他、緊急に措置を必 要とするものについて計上するもので、政策課題別の内訳は1ページの表のとおりです。

歳入予算のうち特定財源としては、急傾斜地崩壊対策事業費負担金など分担金及び負担金を1,800万円余、土木施設災害復旧費負担金などの国庫支出金を46億8,700万円余、土地建物売払収入として財産収入を13億1,000万円余、地方創生応援税制 寄附金として諸収入を100万円、庁舎等整備基金繰入金として繰入金を1,200万円余、土木施設災害復旧事業債などの県債を22億8,700万円余計上するとともに、残余の一般財源として繰越金を10億6,100万円余計上しています。

この結果、一般会計の総額は4,894億9,700万円余となり、当初予算に対して 2.4%の増、前年同期比で3.9%の減となっています。

歳出予算のうち総務部に関するものについて、3件ご説明します。

なお、各補正予算の歳入歳出の款項別の内訳は、最初にごらんいただいた資料「平成2 9年度一般会計補正予算案その他」の12月1日提出分のほうに記載しています。

それでは、資料「平成29年12月定例県議会提出予算案の概要」に戻って4ページ 「5 その他」の1つ目、県庁舎系施設南部地域再配置整備事業についてです。県庁舎系 施設の南部地域再配置に伴って、旧五條高校跡地において五條市との合同庁舎を整備する ための負担金です。今年度に実施する埋蔵文化財発掘調査に係る1,200万円余の増額 と、平成30年度から平成31年度に実施する造成工事等に係る1億2,600万円の債 務負担行為の設定をお願いするものです。財源には、庁舎等整備基金を充当します。債務 負担行為については、6ページに記載しています。

2つ目の地域・経済活性化基金積立金は、旧耳成高校跡地の一部及び旧高田総合庁舎跡 地の売却収入を地域・経済活性化基金に積み立てるものです。

最後3つ目の財政調整基金積立金は、平成28年度決算剰余金18億400万円余につ

いて、地方財政法第7条第1項に基づいて、2分の1を下らない額として9億1,000 万円を財政調整基金に積み立てるものです。

続いて、条例について、資料「平成29年12月定例県議会提出条例」でご説明します。 総務部に係る条例案は4件です。

2ページは、議第72号「奈良県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例」 についてです。これは市町村が処理することとする事務を追加するため、所要の改正を行 うものです。そのうち総務部に係るものは、要旨の1(1)一般旅券の発給の申請の受理 等の事務を橿原市に移譲するもので、施行期日は平成30年4月1日としています。

7ページは、議第73号「職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例」についてです。これは地方公務員の育児休業等に関する法律の改正に伴い、非常勤職員の育児 休業について、養育する子が2歳に達する日までの再延長を可能とするようにしたもので、 施行期日は公布の日としています。

13ページは、議第74号「奈良県税条例等の一部を改正する条例」についてです。これは自動車保有関係手続のワンストップサービス拡大に対応するため、中古車の移転登録に係る自動車取得税等の現金での納付を可能とするようにしたもので、施行期日は、一部を除き平成30年2月5日としています。

19ページは、議第75号「産業集積の形成及び活性化のための県税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例」についてです。これは、法律に基づき策定した奈良県未来投資促進基本計画に定める促進区域内において、地域経済を牽引する事業に要する施設の設置者に対して、不動産取得税等の課税を免除するもので、施行期日は公布の日としています。

続いて、一昨日の12月11日に追加提案した議案について、説明させていただきます。 追加提案としては、資料「平成29年度一般会計補正予算案その他(追加提出分)」の目 次のとおり、予算が議第95号の1件、条例改正が議第96号から議第98号までの3件、 合計4件です。

議第95号の予算の内容については、資料「平成29年12月定例県議会提出予算案の概要」の一番最後の7ページですが、給与改定に伴う増額ということで、ことし10月の人事委員会からの給与に関する勧告等に鑑み、給与改定を実施することにより増額となる9億8,700万円余のうち、総務部に関するもの、議会事務局に関するもの及び監査委員事務局に関するものは特別職で200万円余、一般職で3,800万円余、合わせて4,

100万円余です。

これに関連する条例については、資料「平成29年12月定例県議会提出条例」でご説明しますが、33ページは、議第96号「奈良県議会議員の議員報酬額、費用弁償額及び期末手当の額並びにその支給条例等の一部を改正する条例」についてです。これは国の指定職及び特別職の給与改定に準じて、県議会議員、知事及び副知事、常勤の委員並びに教育長の期末手当を0.05月分プラス改定するため、奈良県議会議員の議員報酬額、費用弁償額及び期末手当の額並びにその支給条例のほか3つの関連条例を改正するものです。

施行期日については、一部を除き平成29年12月25日からとしていますが、平成2 9年度分の期末手当については、平成29年12月1日からの適用としています。また、 平成30年度以降に係る期末手当については、平成30年4月1日施行としています。

続いて44ページは、議第97号「一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例」についてです。これは人事委員会の給与に関する勧告に鑑みて、一般職の職員の 給料、初任給調整手当及び勤勉手当の額の改定等を行うものです。

具体的には、まず一般職の職員の給与に関して、人事委員会勧告に準じて給料表及び初任給調整手当の上限額を引き上げます。このほか、平成29年12月期の勤勉手当の額について、44ページから45ページに記載のとおり、再任用職員以外の職員の支給月数を0.1月分、再任用職員の支給月数を0.05月分、それぞれ引き上げます。また、平成30年度以降分の支給月数については、45ページから46ページに記載のとおりです。

次に、任期付職員及び任期付研究員についても、人事委員会勧告に準じて給料表を引き上げるとともに、46ページから47ページに記載のとおり、平成29年度12月期及び 平成30年度以降の期末手当の支給月数を引き上げるものです。

施行期日は、一部を除き平成29年12月25日からとしていますが、人事委員会勧告に準じる給料表の改定等については平成29年4月1日から、平成29年度分の勤勉手当等については平成29年12月1日からの適用としています。また、平成30年度以降分の勤勉手当等については、平成30年4月1日施行としています。

最後に56ページですが、議第98号「奈良県職員に対する退職手当に関する条例等の 一部を改正する条例」についてで、国家公務員退職手当法の改正に準じ、退職手当の支給 水準を引き下げるため、所要の改正をするものです。

具体的には、奈良県職員に対する退職手当に関する条例の本則の規定により計算した額に乗じる調整率について、現行では100分の87としているところを100分の83.

7に引き下げようとするもので、施行期日は平成30年1月1日としています。

以上が、今回提出している議案の概要及び総務部所管に関するものです。ご審議よろし くお願いします。

〇村田地域振興部長 それでは、山本委員長より着席にて説明をとの配慮をいただきましたので、これよりは着席して説明をさせていただきます。

まず、地域振興部所管の平成29年度12月補正予算について、資料「平成29年12 月定例県議会提出予算案の概要」でご説明します。

3ページの「4 文化の振興」の欄ですが、1つ目は、ムジークフェストなら2018 開催事業で、文化芸術活動のさらなる活性化を図るとともに、誘客を促進するため、これ までよりも開催時期を約1カ月前倒しするとともに、開催期間を延長して、平成30年5 月7日から6月3日までの28日間の開催を予定しています。

具体的には、奈良公園春日野園地での大規模野外コンサートや社寺を中心に開催する奈良ならではのコンサートに加えて、新たに0歳児から入場可能なコンサートを開催するなど、県内各地でコンサートを開催する予定です。それらの事業内容を早期に決定し、広報を展開するため、事前準備事業として380万円の補正予算をお願いするものです。

また、平成30年度の事業実施に当たって今年度中に契約事務を行うため、併せて1億 円余の債務負担行為補正をお願いしますが、こちらについては6ページに記載しています。

2つ目は新規事業、触れる文化財レプリカ製作活用事業については、企業版ふるさと納税を活用し、(仮称) 奈良県国際芸術家村で活用するコンテンツとして、橿原考古学研究所に保管されている国指定重要文化財である黒塚古墳出土品の三角縁神獣鏡のレプリカを製作するものです。

3つ目も新規事業ですが、民俗博物館活用検討事業は、大和民俗公園内にある古民家の 破損状況を調査するとともに、同博物館が保有する民俗資料のデータベース化を進めるも のです。

続いて7ページの給与改定に伴う増額については、ことし10月の人事委員会からの勧告の趣旨にのっとって給与改定を実施することにしていますが、トータル9億8,700万円余の増額のうち、地域振興部関係については一般職2,000万円余となっています。予算の説明については以上です。

続いて今度は、先ほど辻本総務部長の説明でも利用した資料「平成29年度一般会計補 正予算案その他」の12月1日提出分の49ページですが、議第90号「公立大学法人奈 良県立大学定款の変更について」のご説明です。

こちらについては、地方独立行政法人法の改正に伴い変更の議決を求めるもので、監事の任期について、2年となっていたものが、法改正により、任命後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものについて同法第34条第1項に規定されている財務諸表の承認の日までという形に変更されたため、定款を変更するものです。施行期日は平成30年4月1日で、経過措置として、現在の監事の任期については平成31年3月31日までとしているところです。

地域振興部関係の説明は以上です。ご審議をよろしくお願いします。

〇森田観光局長 引き続いて、観光局所管の平成29年12月定例県議会提出予算案について、着席にて説明させていただきます。

資料「平成29年12月定例県議会提出予算案の概要」の3ページの「2 観光の振 関」欄の新規事業、インバウンド推進コンテンツ整備事業についてです。外国人観光客の 誘客を一層図るために、来年2018年に政府主催でフランスで予定されている日本文化 のキャンペーン「ジャポニスム2018」の、7月にあるオープニング等で活用する本県 のプロモーション用のPR映像を制作しようというもので、700万円余の予算をお願い するものです。観光局所管の議案の説明は以上です。ご審議よろしくお願いします。

〇星場警務部長 山本委員長から着座にて説明との配慮をいただきましたので、着座して 警察本部所管の提出議案についてご説明します。提出議案は、専決処分の報告について及 び平成29年度一般会計補正予算案についてです。

まず、報第31号「地方自治法第180条第1項の規定による専決処分の報告について」の「自動車事故にかかる損害賠償額の決定について」ですけれども、内容は、資料「平成29年度一般会計補正予算案その他」の12月1日提出分の63ページからです。こちらは9月議会以降に損害賠償額が決定をしたもので、警察本部に関するものは、63ページのうち番号の2から5及び7、それから64ページのうち番号の9から15の計12件です。損害賠償額の合計額は149万1、101円で、それぞれ事故の概要、損害賠償の相手方、損害賠償額、専決年月日については資料に記載のとおりです。

次に、議第95号「平成29年度一般会計補正予算(第4号)」についてですが、資料「平成29年12月定例県議会提出予算案の概要」の7ページ、事業概要は給与改定に伴う増額についてです。補正額9億8,700万円余のうち、警察本部に関係するのは1億8,300万円余で、全て一般職の職員分です。

警察本部所管の提出議案は以上です。ご審議よろしくお願いします。

〇山本委員長 ありがとうございました。

ただいまの説明について、質疑があればご発言願います。

なお、その他の事項につきましては、後ほど質問を行いますので、ご了承願います。

- 〇川田委員 議案の番号順で、議第70号「平成29年度奈良県一般会計補正予算(第3号)」から聞いていきます。資料「平成29年度一般会計補正予算書に関する説明書」の 歳入からお聞きしたいのですが、3ページにある県土マネジメント費負担金の急傾斜地崩 壊対策事業費負担金は、総額の何割に当たるのでしょうか。
- **○阿部財政課長** 済みません、今、手元に総額の資料を持っていませんので、確認して後ほどお示しします。
- 〇川田委員 山本委員長、これはきょう採決するのですね。
- 〇山本委員長 採決します。
- 〇川田委員 これは審議ですので、できればこの総務警察委員会中にお願いします。

それでは、次の4ページに行きますが、国庫支出金に地域振興費国庫補助金の地方創生 推進交付金がありますが、これは平成29年度における第2回目の申請分になるのですか。 申請状況について、全国的にどうだったのか、奈良県はそのうち何件くらいに当たるのか を教えていただけますか。

- **〇谷垣政策推進課長** 済みません、今、手元に細かい資料がありませんので、なるべく早くにお示ししたいと思います。
- 〇川田委員 逆に聞きますが、どのような資料をお持ちですか。
- ○谷垣政策推進課長 全国の数字と、奈良県の数字をお示ししたいと思っています。
- 〇川田委員 いや、今、手元にはどのような資料をお持ちですか。
- ○谷垣政策推進課長 済みません、今、手元には資料はありません。
- 〇川田委員 ということは、何も質疑できないということですか。これは補正予算の審議ですので、やはり確認事項等はこの場で確認していく必要があります。提出された議案について、何でもはいはい、そうですかと無条件に賛成することなどあり得ないですよ。これは、谷垣政策推進課長だけに限ったことではありませんが。それでは、わかる範囲でお答えいただきたいと思います。

地方創生推進交付金の交付対象事業における特徴的な取り組み事例などの資料等は、国 のホームページでも出ています。今回の補正予算には、平成29年度の第2回目の申請の 結果が上がってきているのではないかと思いますが、奈良県では、県単位、県と市町村と 合同でやる部分、市町村分など、振り分けがいろいろあるのですが、昨年平成28年度を 振り返ると、たしか去年の1回目の交付申請において、何月何日までの提出分に関しては、 プラスアルファ2、3千万円くらいですか、幾らか上乗せするボーナス的なものがあった と思いますが、そのときの奈良県の申請数は、市町村分も含めて非常に少なかったでした。

それに比べてほかはどうだったかというと、例えば鳥取県では、県も全ての市町村もその申請を行って、鳥取県内の全ての団体が交付金を受けることができていまして、これは当然県と市町村との連携があってこそです。奈良県でも、県が窓口になって交付金事業などをやっているので、そのあたりの調整はどのようにやっているのか、ことしの状況を聞きたかったのです。ことしの状況では、ほかの団体でも件数が多いところがありますから、その違いは比較論でしかありませんし、多いからいいという概念が適正かどうかはわかりませんが、このあたりの市町村との調整はどのようになっているのでしょうか。

- ○谷垣政策推進課長 地方創生推進交付金については、県分はもちろん県でいろいろ事業を考えていますし、市町村分もそれぞれのところでお考えいただいて、連携していけるものがあれば、県の政策推進課と市町村振興課が中心となって、それぞれに相談をしながら連携できるものはしていく形で情報共有を図っています。
- 〇川田委員 例えば、国が平成29年度の第2回分としてホームページ上で公表している「地方創生推進交付金における都道府県別、市区町村等別一覧」によれば、奈良県は今回8件ですが、長崎県は41件出ています。ほかに多いところを拾って挙げると、石川県は32件、岐阜県は22件、富山県は22件というような違いがあるということで、団体の規模もあるのでしょうが、この差異の原因は何なのでしょうか。
- **〇谷垣政策推進課長** 本県においては、地方創生推進交付金の趣旨をしっかりと考えた上で、いろいろな事業に交付金の活用を提案しながらやっている状況です。

他団体でどのようなものが多く出ているのかは、まだ詳細には把握していませんが、本 県としては、可能な限り交付金を充てていく、検討していく姿勢でやっているところです。 〇川田委員 ほかの団体の主な取り組み事例などについては、ホームページに出ています。 担当しているのならば、見ていないでは済まないのではないですか。やはり調査研究は必要なのではないですか。

まあその辺はいいですけれども、奈良県は広域行政ですから、いろいろなところで全体 的につながりがあって、市町村連携も含めて、県は総合的な調整もやっていると思います。 今後はやはり、地方創生推進交付金の申請についても、例えば、どこの市とどこの市が連携しなさいなどとは言えないと思うのですが、会議を年に数回でも開くなどして、調整をやっていただかないと。昨年の場合などは、多分、市町村はほとんど知らなかったのではないですか。私も市町村の方に話したところ、そのようなことがあったのですかという反応でしたから、鳥取県などと比べたら、そのあたり県のリーダーシップがかなり落ちていたのではないかと思いましたので、今後その辺はお願いしておきたいと思います。地方創生推進交付金については、これでいいです。

次に、同じ資料「平成29年度一般会計補正予算書に関する説明書」の4ページですが、 土地建物売払収入について、これはどのような理由で売却をするのか、庁舎の建てかえと 聞いてはいますが、よろしくお願いします。

○松岡ファシリティマネジメント室長 旧高田総合庁舎と旧耳成高校の跡地の売却に関する件について、お答えします。

そのうち旧高田総合庁舎の敷地の売却については、平成27年1月に橿原総合庁舎が開設したことに伴い、高田総合庁舎の中の機関もそちらに移転した以降、旧庁舎施設が空き家となって閉鎖している状況です。

この高田総合庁舎跡地において、大和高田市が市役所庁舎の移転建てかえをしたいという意向をお持ちで、市議会において、大和高田市役所の位置を定める条例の改正も可決されたと聞いています。大和高田市の建てかえ事業については、国の市町村の役場機能の保全事業を活用した上で、平成32年度中に建てかえをしたいという意向もあり、そのスケジュールに合わせて、この土地については県から譲渡をしたいということで、歳入補正予算を上げさせていただいたものです。

また、耳成高校の売却については、奈良県農業協同組合(JAならけん)との関係と伺っていて、詳細の内容は農林部の所管となりますけれども、現在は賃貸しているものをJAならけんに売却し、引き続き農産物直売所として活用していただくと伺っています。

〇川田委員 大和高田市や、今回ほかの議案として上程されている五條市など、今後、県の跡地の活用を検討する市町村がふえてくる可能性があると思うのです。大和高田市のあたりは保健所などもあったでしょうか、そういったものがたくさんあるのですから、状況によってはお金も若干出して、県の施設の中を市町村にも利用させるような、コンパクト化みたいなことはできないのですか。

〇松岡ファシリティマネジメント室長 川田委員のご質問は、今の建物を再利用できない

かというご趣旨ですか。

〇川田委員 いや、新しく建てられるのであれば、その際に若干プラスアルファして、新 しい庁舎内に市町村のスペースを確保してあげることはできないかという意味ですが。

○松岡ファシリティマネジメント室長 失礼しました。実は高田総合庁舎の移転に際しては、大和高田市から、特に保健所に関して窓口機能を市内に残していただきたいというお話もあり、少し離れた場所にはなるのですけれども、高田市駅のそばで、市が整備したコスモスプラザという建物に、県の保健所の窓口機能や、消費生活センターの相談窓口、中南和県税事務所の出張窓口を整備させていただいていますので、既にそういった機能は果たしているかと思います。以上です。

〇石井総務部次長 川田委員のご質疑の趣旨は、コンパクト化だと思います。その例でいえば、今回議第83号として議案を上程させていただいている五條高校跡地については、 五條市役所と県の南部の総合庁舎機能とをあわせて建てるということで、県の土木事務所 と保健所の一部、南部の林業振興事務所だと思いますけれども、それらを統合して一緒に 建てるという工夫をしているところです。以上です。

〇川田委員 今の石井総務部次長の説明がわかりやすかったです。そういったことも考えてやっていただいているということで、それはそれでよろしくお願いします。

次に、資料「平成29年度一般会計補正予算書に関する説明書」の5ページ、地方創生 応援税制寄附金についてお聞きします。これは、寄附をした企業の税額控除について損金 算入できる範囲が30%から60%になる、企業版ふるさと納税と言われているものだと 思います。以前に、ふるさと納税の一般版でも、差し引きしたら6億5,000万円くら いですか、奈良県の税収がマイナスだったということがありましたけれども、奈良県が寄 附をいただく分にはいいですけれども、逆に、奈良県の企業から他府県に寄附金が行くこ との影響度については、どのようにお考えですか。

〇石井総務部次長 企業版のふるさと納税については、まさしく川田委員がお述べのとおりの制度でして、損金算入が倍になるということで、企業もふるさと納税ができるという制度です。

地元のもともと縁のある地域に、ほかの地域に所在する企業が寄附をするという仕組みですので、川田委員がお述べのとおり、当然、奈良県の企業がよそへ寄附するケースも出てくることもあろうかと思いますが、そのような状況は、今のところ事前には聞いたことがありません。

〇川田委員 これはあくまでも受け身ですので、結果が出てからでないとわかりにくい面 もあるかと思います。

事業計画が認定事業等とされて企業版ふるさと納税の対象となりますが、その認定事業 の件数について、めどが立っているものは今は全くないけれども、今後やるつもりという 解釈でよろしいのですか。

〇石井総務部次長 この仕組みとして、まず企業様から寄附のお申し出をいただいて、そのお申し出があって初めて国に地域再生計画を出すという流れになっています。現時点では、千房株式会社様1社からご寄附をいただくということで、今回、地域再生計画の認定を受けて補正予算を上げさせていただいている形です。

ですから、川田委員がお述べのとおり受け身といいますか、あくまでもご協力いただい てからですので、積極的にPRはしていますが、今のところ実っているのはその1件とい うことです。

○川田委員 わかりました。損金算入できるということですので、企業にとっては、非常 に
に
お附をやりやすくなったという面はあるのですけれども、逆に偏ってよそに出ていくお
金のほうが多いということになれば、奈良県にとっては、税収の損失につながりますので、
そのあたりは強くアピールをお願いしたいと思います。

次は、同じ5ページの庁舎等整備基金繰入金についてですが、これはどこの整備に使われる分のお金ですか。

〇石井総務部次長 先ほどご説明した旧五條高校の跡地に五條市役所と、あわせて県の南部の総合庁舎をつくる、その総合庁舎の建設のための経費に充てるものです。

〇川田委員 わかりました。それをつくるから、今基金を取り崩して、こちらに繰り入れ をするということですね。

それでは、資料「平成29年度一般会計補正予算書に関する説明書」の7ページからの 歳出に行きます。総務費の財政管理費についてですが、積立金の中から、地域・経済活性 化基金積立金が13億1,000万円くらいと、財政調整基金積立金が積み立てられてい て、財政調整基金については、先ほど辻本総務部長が、地方財政法第7条第1項に基づく 額だとご説明されました。それでは、地域・経済活性化基金のほうの積立額の算出根拠は 何でしょうか。

〇阿部財政課長 地域・経済活性化基金については、先ほど説明があった旧耳成高校及び 旧高田総合庁舎の跡地の売却益について、今般基金に積み立てているものです。 ○川田委員 奈良県地域・経済活性化基金条例に基づいてやっていることですので、それはわかるのですけれども、この13億1,000万円くらいを全額基金に入れないといけないのか、一般会計に繰り入れたらだめなのかということです。

前から言っていますし、ことし10月の決算審査特別委員会でも言いましたけれども、 基金に積み立ててばかりで、1,650億円も基金があるではないですか。これからもほかに予算要求をたくさんすると思いますが、前回も言いましたけれども、警察関係でも予算が非常に少ないですし、ほかのところ、例えば学校でも、子どものために整備しなければいけないけれども予算がつかないなど、いろいろな問題があるわけです。このような売却益があるのですから、どんどん一般会計に入れていって、今まで予算の手当を1年、2年待ってもらっていたところを、先に手当してあげればいいのではないですか。まだ残り期間で、補正予算も組めるのですから。それにしても、なぜまた、別に予定していたわけでもない売却益についても、歳入として入ったらすぐに基金に積み立ててしまうのかが疑問なのですが、いかがですか。

○阿部財政課長 まず、地域・経済活性化基金は、これから登大路バスターミナルの建築 に係る経費、それから大宮通りプロジェクトに係るホテルの用地と事業についての経費と いった、必要な経費を積み立てていっているものです。財産を売却した金額を基金に積み 立てる考え方についてですが、基本的には財産の売却というのは、あくまで県の資産をた またまその年に売却して得た金額ですので、今後必要な事業に充当していくのが適切であ るという考え方で、まず基金に積み立てているところです。

〇川田委員 その説明はおかしいと思います。決算カードでも見たら、財産収入も一般会計へ入っているではないですか。みな一旦一般会計へ入れて、最終的には、財産の売却分については一般財源とは別会計というか、別項目に分かれていますけれども、合計としては一般会計の歳入に含まれていて、そこから基金に積み立てるのは全体調整の中での話ですから、余ったら基金に積み立てたらいいだけの話ではないですか。

今、個別の事業を言われましたが、登大路のバスのターミナルや大宮通りプロジェクトは、どちらも地域限定の事業でしかないのではないですか。以前にも言いましたけれども、警察や高校教育などの事業であれば、奈良県全域に関わることですから、受益する住民数の割合から見ても、それについてのお金は必要になってくるわけです。なぜ、特定の目的に係る財産の売却資金を全部、地域限定の事業に使うために基金に持っていくのですか。 予算のヒアリングにおいての、お金がない、財政が厳しいなどという説明は、実は成り立 たないのではないですか。住民に必要な事業をするにはお金を調達しなければならないのであれば、売れるか売れないかは別ですが、残りの県有の普通財産も全部売却していったらいいのではないですか。これから人口が減少していくのですから、一般的に、財産は今売ったほうがいいだろうと言われていますね。予算のヒアリングの期間だけなど、当面積み立てておくだけであれば、財政調整基金でいいのではないですか。なぜ、特定の目的に係る財産売却益を、それも一部の地域のための事業目的に限定して、積み立てる必要があるのでしょうか。これは全県民の財産ではないのですか。そのあたりは10月の決算審査特別委員会から指摘していたところですが、お答えいただけますか。

○阿部財政課長 まず、当然の前提ですが、登大路バスターミナルも大宮通りのプロジェクトも、県経済の発展に資するものとして、県全体に資するという考え方で進めている県のプロジェクトです。

その上で、地域・経済活性化基金に積み立てることの考え方ですが、繰り返しになってしまいますが、土地や財産の売却というのは、たまたまその年に多額の収入が生じただけですので、そのような収入は基金に積み立てるという考え方によっています。その上で、なぜ基金の中でも地域・経済活性化基金に積み立てたかについては、現在必要と見込まれる需要に対して積み立てている基金に積み立てることが適当だという判断によるものです。〇川田委員 いや、積み立てるかどうかは、この12月議会での補正予算の採決で決まるもので、まさに今それを審議しているわけですので、今の阿部財政課長の言い方はおかしいと思います。我々議員が採決において最終的に意思決定しますが、矛盾点などが出てきたらどうするかを意思決定するために、今審議を行っているわけで、既に決まった積み立てであるかのように説明されても、積み立てがおかしいと思うから聞いてるわけですから。

そもそも、売却した土地などは県民皆さんの税金で買ったものですから、なぜ売却益について、そのような特定の事業に使われる筋合いがあるのかということです。今まで投資して、財政行政上の必要性や目的がなくなったから売却して、そのお金が戻ってきたということは、論理的には、投資した全県民に関わることですから、あまり特定のものに特化しないほうがいいのではないですか。特定の事業をやるということで目的税的に徴収したものをその事業に充てるのであればわかりますが、長い間県民皆さんの税金で賄ってき土地などについて、行政目的の必要がなくなったから売却して、せっかく税金が戻ってきたのであれば、逆の道のりで県民皆さんに還元していくのが普通ではないですか。

先ほどから言っているように、いろいろな事業がある中で、県民皆さんに適切に配分で

きる事業に充てたのであれば、説得力があると思いますが、一部の地域のバスターミナル に使うなど、その地域が活性化するのはいいと思いますが、一部地域のためではなく県全体の経済の発展のためなどと言っていますが、以前その指標を出してほしいと言っても、 結局出てこなかったではないですか。奈良大立山祭りでもそうでしたね。ですから、そういったことも含めて、きちんと理屈の立つ使い方をしていただかないと。警察関係でも今信号機の増設要望がたくさんありますが、せっかくこれだけのお金が入ってきたら、どれだけの信号機が立てられるのか、そのあたりも考えてください。

もう一度聞きますが、以前、香芝市への経済効果はどのくらい出るのか尋ねたら、答えてくれなかったではないですか。言葉では経済効果があると言うけれども、実際にはそれを証明することはできない。それでは効果とは何なのかを聞けば、それはわからないと言う。結局答えられないということは、負けているわけですから、やはり修正していただきたいと思います。

とりあえず地域・経済活性化基金に積み立てるということですけれども、この基金の条例を読むと、取り崩しもできますので、辻本総務部長、ぜひともすぐ取り崩して、予算に困っている事業もたくさんあるわけですから、そこへの配分をご指示くださるようお願いしておきます。

それから、財政調整基金についても、決算における剰余金の最低2分の1を下回らないように積み立てなさいということで、先ほどの辻本総務部長のご説明そのままですけれども、これも取り崩すことはできるのではないですか。10月の決算審査特別委員会のときに、荒井知事と珍しく意見が合って、川田委員が言うとおり財政調整基金は多いと荒井知事もおっしゃっていたので、取り崩していただいて、各事業の所管部局では予算に困っているところもたくさんあるので、そういったものにきちんと配分をいただくようお願いをしておきます。県民の皆さんは、貯金をするために税金を払っているわけではありませんので、基金も余裕を持たせる意味ではいいですけれども、やり過ぎというものがあります。

基金の取り崩しについてお願いしましたが、辻本総務部長、その点について答弁をお願いします。

○辻本総務部長 基金のお話ですが、まず、地域・経済活性化基金については、税金で投資して土地を買って、その後売った場合の売却益は、やはり投資した県民全体のために使うべきだろうというご指摘で、登大路バスターミナルなどと言いましたけれども、そのほかにも、これから県南和をどうしていくのかなど、県内全体でいろいろまだ需要がありま

すので、そちらへも配分するということも考えられるかと思います。また、財政調整基金 については、当然財政調整ということで、言えばその年々で収支を調整するために、例え ばことしでしたら、当初予算で30億円の取り崩しをお願いして認めていただいています ので、そのような形になるかと思います。

来年度の予算の編成のお話もいただきましたが、今、財政課で査定の作業に入っているところですけれども、やはりさまざまな需要というか、予算要求が出ています。その辺にできるだけ応えられるように、その場合の財源をどうするかについても、今あわせて考えているところですので、当然基金の活用も十分にやっていきたいと考えています。

〇川田委員 よろしくお願いします。

私は県議会議員の前に、市議会議員を長い間やってきましたが、もとをたどれば、その市議会議員の頃に、小泉政権下の三位一体の改革で、地方財政は非常に厳しい思いをしています。そのときに、あれも切ろう、これも切ろう、これも切らなければいけないと国全体、省庁が一体となって改革がなされて、そしてあの時代を乗り切ってこられた記憶がありますが、まだそれほど昔の話ではないわけです。そのときに、今このような状況だから、もう少し財政がよくなるまで待ってほしいというのが、財政当局の決まり文句のようになっていましたが、今になっても、もう少し待ってほしいという言葉が、そのままずっと来てしまっているのが実際のところではないですか。けれども、その後民主党政権、自民党政権と変わってきましたけれども、地方に対する国の財政上の手当の状況を調べたところ、小泉政権のときから比べれば、ぐっとよくなっているではないですか。ですから、三位一体の改革のときは、そのような状況だから皆で頑張ろうと抑えてきたけれども、その後も各担当部署あちらこちらからの予算要求はなくならないわけで、無駄なものは別として、本当に何年も前から解決しなければいけない課題を抱えているところもたくさんありますので、特定の事業に限定せず、未来への投資は優先して、同じお金ですから公正に分配してやる必要がありますので、辻本総務部長、よろしくお願いします。

議第70号「平成29年度奈良県一般会計補正予算(第3号)」に関してはもう1点、 資料「平成29年度一般会計補正予算書に関する説明書」の8ページ、観光振興対策費の PR映像について、これをつくられるのはいいのですが、気になることが1点。

例えば、国文祭・障文祭なら2017でも、いわゆるイメージソングとして、いろいろな歌をつくって、評価がよくなかったものも、いいものもありましたが、今回のPR映像については、配信方法などはどう考えていますか。PR映像をとりあえずつくって、あと

またどうするのかというのではなく、一部の特化した人だけに聞くのでもなく、もう少し 若い方の意見をどんどん取り入れていったらいいのではないですか。

今例えで出した国文祭・障文祭なら2017ですが、閉幕しましたね。もう大成功に終わって、この場をおかりして心から御礼を申し上げます。本当に職員皆さんの頑張りのおかげだと思っています。

そう言いつつ、前から言っていることを蒸し返して本当に申しわけないですけれども、 国文祭・障文祭なら2017のあのイメージソングがいまだに耳について、朝少し寝起き も悪いということもありますので、PR映像についてはいかがですか。

〇山中観光プロモーション課長 今回の補正予算の案件は、来年度行われる「ジャポニスム2018」に向けて、奈良県をしっかりPRしたいというものです。

川田委員がお述べの、例えばホームページへのアップもありますけれども、フランス現地のほうでも、例えば旅行会社様やメディア等に、いろいろな営業ツール、いろいろな機会で提供する場面がありますので、それに間に合うような形で、しっかりとプロモーションに活用していきたいと思っています。以上です。

- ○川田委員 楽しみにしていますので、明るい感じのものをよろしくお願いします。 山本委員長、補正予算のうち債務負担行為については、質疑してもいいのですね。 ○山本委員長 いいです。
- 〇川田委員 債務負担行為については、財政課、各事業担当課どちらにお聞きすべきかよくわかりませんが、資料「平成29年度一般会計補正予算に関する説明書」の15ページ、 砂防指定地における行政代執行にかかる契約ということで、債務負担行為を1億3,30 0万円から3億円に変更するということですね。
- **〇山本委員長** 砂防の案件であれば、建設委員会に付託されていますので、ここでは質疑 していただけません。
- 〇川田委員 それはおかしいのではないですか。普通、議案で付託するのに、なぜ補正予 算案のうち債務負担行為だけは、中身で付託委員会を分けるのですか。この議案について は、どこの委員会で採決をとるのですか。
- 〇山本委員長 総務警察委員会に付託されている分は、きょうの総務警察委員会で採決します。この議第70号「平成29年度一般会計補正予算(第3号)」については、内容ごとに分割して、内容を所管する各委員会に付託することとして、本会議で議決した上で、議長から付託されています。

○川田委員 債務負担行為については、案件の担当部署別に付託されているのですか。法 律上は議案に対しての採決とされていますので、この付託の仕方については、また別で荻 田議会運営委員長にお願いを申し上げに行きたいと思いますので、よろしくお願いします。 この件については、残念ですが、ここではやめておきます。

それでは、補正予算に関して最後にあと1点、資料「平成29年度一般会計補正予算書に関する説明書」の16ページの災害復旧債について、交付税措置率は大体どれくらいついてくるのですか。

- ○阿部財政課長 補助災害に係る部分については、100%充当の交付税措置率95%となっています。
- **〇川田委員** わかりました。補正予算については、これで終わります。
- ○阿部財政課長 済みません、この質疑の冒頭でご質問をいただいて、答弁をお待ちいた だいていた、資料3ページの急傾斜地崩壊対策事業費負担金についてですが、総額におけ る割合は5%です。
- 〇谷垣政策推進課長 済みません、同じく答弁をお待ちいただいていた、地方創生推進交付金の件についてです。先ほどは大変失礼しました。平成29年度の地方創生推進交付金は、全国ベースで1,000億円の予算で、そのうち本県の1次申請分で内示をいただいているのが、当初予算等に充てている約3億1,400万円、2次申請分で内示をいただいているのが、今回補正予算でお願いしている1,040万9,000円です。市町村分については、同様に1次申請分で約4億6,800万円、2次申請分で1,900万円ほどとなっていて、今回の補正予算の対象である2次申請分は、県と市町村の合計で2,924万6,000円ということで、先ほど川田委員がご指摘された数字になります。

確かに、先ほどご指摘いただいたとおり、ほかの県で件数がもっと多いところもたくさんありますので、市町村振興課とも連携をして、県の分のみならず市町村分についても一 生懸命取り組んでいきたいと考えています。以上です。

○川田委員 これは制度ができる前から研究していた分野ですが、交付金の評価方法についてです。普通は、事業について交付金申請すれば、一定の基準があって、予算枠も関係があると思いますが、大体基準内におさまっていたら、交付金は認められるでしょう。ところが、地方創生推進交付金の場合は評価が入っていて、結局、まち・ひと・しごと創生総合戦略に位置づけられた地域再生法に基づく地域再生計画に認定される事業でなければならないという、少し意味不明な国の基準のようなものがあるのです。例えば、地域再生

計画の認定は、自立性、官民協働、地域間連携、政策間連携等といった評価基準に基づく こととなっていますので、そのあたり、評価方法などに応じた研究は、多くの交付金を取 っていこうと思えば、必ず必要だと思います。

別の都道府県では静岡県でしたか、昨年からこの点相当研究されていて、少しでも多くの交付金がつけば、当然それにこしたことはありませんし、税以外の収入獲得は、非常に重要な観点だと思いますので、その辺もお願いをしておきたいと思います。

○谷垣政策推進課長 川田委員のご指摘のとおりです。地方創生推進交付金は、補助対象であれば全てその2分の1というような画一的な制度にはなっていませんので、その審査基準でより高い点数が取れるような形で、事業をしっかりと練っていくことも非常に大事ですので、その点今後とも引き続き努力もしていきたいと考えています。ありがとうございました。

〇川田委員 よろしくお願いします。それでは、補正予算以外の議案に移ります。

まず、議第72号「奈良県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例」について、この意味はわかります。資料「平成29年度一般会計補正予算案その他」の15ページに書いているとおり、県から市町村に事務を移譲していくということですね。この条例は地方自治法第252条の17の2に基づくものですが、1つ気になるのは最後の附則についてです。経過措置のところでいろいろ云々書いてあって、平成30年度の4月1日から施行するということですが、今はもう12月ではないですか、経過措置から考えて、施行まで3カ月間しかない今の時期に提出してくるのは、考え方としていかがなものでしょうか。

立法論になりますけれども、立法においては経過措置は最大重要事項とされています。 ですから、経過措置に関しては当然住民にも周知期間が要るわけであって、それから考え て、なぜ短期間しか周知期間が取れないこの12月議会に、議案が提出されているのでしょうか。相手の申し出が遅かったということであれば、早く申し出てもらったらいいだけの話ですので、その点についてお答えいただけますか。

○森本行政経営課長 今回ご提案した事務処理特例条例の改正については、川田委員のご 指摘のとおり、毎年12月議会に改正案をご提案しているところです。もう少し早く提案 すべきではないかというご指摘に対しては、今後検討はしたいと思いますけれども、例年 4月以降、市町村に対して、市町村に権限移譲が可能なメニューを示してご希望を聞いた 上で、市町村長との協議を経て、今回のような条例改正のご提案という形になることから、 極力検討はしますけれども、今までからこの12月議会でご提案しているところです。

〇川田委員 行政都合はもういいのですけれども、何か先日の奈良市議会の答弁みたいではないですか。今度こども園に変えるということで、12月議会に条例案を提出しましたが、トイレやら何やら整備しなければと、実は先に工事に着手していたのです。条例案が否決されたらどうするのかが問題となったところ、毎年このとおりにやっているとの答弁でしたが、今のはこれと同じような答弁ではないですか。

そのようなことを言っているのではなくて、軸足は県民です。経過措置の最大の目的は、 社会的に混乱を起こさせないことでしょう。県庁まで来られた方に、実はこの事務につい ては市役所に移りましたとお断りしなければならなくなるような、いろいろな行き違いも あるかもしれませんので、もっと早い段階から周知を行って、県民の皆さんに十分にご理 解をいただく期間が必要で、それが経過措置の最大限の目的ではないのですか。毎年こう しているから、この時期にしているからなどというのは、県民には何の関係があるのか、 そこをお聞きしているのですけれども。

我々の感覚では、この種の制度が今度4月1日から変わるということを12月に公表・ 決定するというのは、行政事務内だけで済む問題であればいいですけれども、今回のよう に一般の県民にかかわる問題であれば、完全に遅いと思います。国の法律について習った ときには、一番先に見なければいけないのは附則で、なぜここまでの経過措置を置いてい るのかは社会的背景があるからだと、よく教わりました。ですから、今回はもうこれで結 構ですけれども、今後その辺検討をしていただいて、もう少し経過措置の周知期間を取っ ていただくようにお願いをしたいと思います。

その次、議第73号「職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例」について、これは議案を読む限りでは、育児休業等に関しては、今まで1歳6カ月に達するまでの子を養育するためと条例で定められていたところ、2歳に達するまでの子まで認めようとするもので、今後非常勤職員にもこの制度を適用するという解釈かと思うのですが、その解釈でよろしいですか。

- **〇乾人事課長** 川田委員がお述べのとおりで結構です。
- 〇川田委員 素朴な疑問があるのですけれども、この条例の第2条で「非常勤職員」について規定されていますが、ここで言う「非常勤職員」とはどのような定義で、どのような方が当てはまるのですか。
- **〇乾人事課長** 奈良県の場合は、日日雇用職員という任命の仕方をしている者を想定して

います。

- **〇川田委員** ということは、これには臨時職員は当てはまらないということですね。
- **〇乾人事課長** はい、そうです。
- 〇川田委員 非常勤職員ということは、臨時職員も非常勤職員ではないのですか。以前の 人事課長とはよくこの議論をさせてもらいましたけれども、地方自治法第204条の手当 支給の条項には、いわゆる期末手当や勤勉手当も含めて、支給できる手当が列挙されてい ますが、対象職員については「常勤の職員」と書かれています。これ以外の職員が非常勤 職員になるのではないですか。臨時職員は、この手当の支給対象職員には該当していない わけでしょう。そうであれば、常勤職員ではないわけでしょう。

以前、期末手当の支給根拠について質問したところ、非常勤職員についても、臨時職員 についても特化した条例はないけれども、一般職の職員の給与に関する条例の中に「臨時 又は非常勤の職員」と書いているからこれに当たると答弁されたのが残っています。とい うことは、育児休業の条例で「非常勤職員」という書き方をしてしまうと、特定ができな い。今聞いたところでは、臨時職員は含まれないということですが、この書き方であれば 含まれるのではないかと、後で問題になるのではないですか。

- **〇乾人事課長** 済みません、以前の議論が記憶になく、今川田委員がお述べの臨時職員の 定義については承知していませんので、ここですぐにお答えはできません。
- 〇川田委員 ということは、一回この条例改正の議案を取り下げるということですか。
- **〇乾人事課長** 失礼しました。そうではなく、今の総務警察委員会中にご説明できるよう に、準備をさせていただきます。
- 〇川田委員 臨時職員については、何がわからないのかがわからないのですけれども、地方公務員法の第22条に「条件付採用及び臨時的任用」という条項があって、その第2項には「人事委員会を置く地方公共団体においては、任命権者は、人事委員会規則で定めるところにより、緊急の場合、臨時の職に関する場合又は採用候補者名簿がない場合においては、人事委員会の承認を得て、6月を超えない期間で臨時的任用を行うことができる。この場合において、その任用は、人事委員会の承認を得て、6月を超えない期間で更新することができるが、再度更新することはできない」と明文で書かれていますが、この臨時的任用職員も非常勤職員ではないですか。

ところが、これも非常勤職員に含まれるのかを聞いたところ、最初、乾人事課長は、含まれないと答弁しましたね。そのようなあやふやな条文の書き方は、ないのではないです

か。そうであれば、もう少し具体的に「日日雇用職員」などと限定して書けば、誤解がないのではないですか。「非常勤職員」では枠が大き過ぎて、いろいろな職員が含まれてしまいます。このような条例の規定の仕方は間違っていると思いますが、いかがですか。

〇乾人事課長 山本委員長、済みません、お時間をいただいて、この総務警察委員会中に ご説明できるように準備させていただきます。

〇山本委員長 それでは、少し休憩に入ります。この件については、休憩の間に対応して ください。

14:25分 休憩

14:53分 再開

- 〇山本委員長 再開をします。
- **〇川田委員** 先ほどの件について、調整をいただきありがとうございました。

今の調整の中では疑義が残ったままで、このままいっても平行線の部分もあって、それを突き詰めても時間の浪費になる面ももちろんありますから、最後はお願いのようになってしまいますが、対処いただきたいと思います。

今いただいたご説明は、条例の非常勤職員は日日雇用職員を指すが、この条例は地方公務員の育児休業等に関する法律に基づくもので、この法律上、そもそも臨時的任用職員は育児休業の対象職員から除かれているから、非常勤職員という書き方で問題はないとのことでした。けれども、条例の文言は、別に法律を受けてでしか書けないということではありませんから、自治事務として捉えた場合には、もう少し横に幅広い解釈論も生まれてしまい、いろいろな問題が出てきます。

日日雇用職員は、地方公務員法第17条で雇用されていると聞きましたけれども、この 条文は「職員の職に欠員を生じた場合においては、任命権者は、採用、昇任、降任又は転 任のいずれかの方法により、職員を任命することができる」という規定で、欠員が生じた から、日日雇用職員を採用したわけではないでしょう。日日雇用職員にもともと定数があ るわけではないのですから、欠員というのは違うと思います。この条文は、定数内の職員 のことを言っているのではないですか。

それから、同じ第17条の第2項には、「人事委員会は、前項の任命の方法のうちのいずれによるべきかについての一般的基準を定めることができる」と書かれています。人事委員会では人事委員会規則を定めることができますが、奈良県の場合は、法律で人事委員会に権限を持たせているにもかかわらず、人事委員会規則の中で、その権限を知事部局な

ど任命権者に返していて、それを受けて知事部局などが要綱で定めていると、2年ほど前 に答弁いただきましたね。

採用の方法については、地方公務員法の第17条の2に規定されていて、その第1項で「人事委員会を置く地方公共団体においては、職員の採用は、競争試験によるものとする」と規定されているのは、正規の職員のことでしょう。日日雇用職員は、競争試験をやっておらず、これには該当しませんから。第2項では「人事委員会を置かない地方公共団体においては、職員の採用は、競争試験又は選考によるものとする」とされていて、いわゆる選考が用いられていることは考えられるのですが、選考については、国家公務員法でも地方公務員法でも「競争試験以外の能力の実証に基づく試験をいう」とされているわけですから、選考による場合でも試験はやらなければいけないのです。ところが、実際にはそのようにはされていない等々の状態があるわけです。ただ、このあたりについては、法律ではしっかり規定されているけれども、全国的に、そのとおりに運用されていない地方公共団体が非常に多いということもあります。

今回の条例案の内容自体は反対ではありませんが、新しくつくる制度を日日雇用職員に適用していくに当たっては、もととなっている法律では、人事委員会が定めると規定されているにもかかわらず、そこからまた知事部局などに権限を戻されて、知事部局のほうで要綱で定めるということは、法制上おかしな問題だと思います。今回の条例案についてはもうこれ以上申しませんが、その他の問題については、辻本総務部長には速やかに整備をいただきたいと思いますが、その点はいかがでしょうか。

○辻本総務部長 公務員には、一般職の職員や、今話に出た非常勤職員、嘱託職員等々いろいろな身分がありますが、その辺については、川田委員がおっしゃったように、全国的に、地方公共団体によりいろいろな運用をされてきたところがあります。それをもう少し統一的にきちんと整備するために、今般、地方公務員法と地方自治法とが改正されて、平成32年4月から新しい身分制度が確立されることになりましたので、今その研究をしているところです。ご指摘いただいた採用等々についても、同じように研究をしていきたいと考えています。

○川田委員 規則程度であれば、別に議会は関係なしに、そちら知事部局の判断だけで規定整備できますから、速やかに短期間で整備いただけますようお願いします。

それでは、次の議案、議第75号「産業集積の形成及び活性化のための県税の課税免除 に関する条例の一部を改正する条例」についてお聞きします。 この第1条には条例の目的が書かれていて、地域経済牽引事業の促進による地域の成長 発展の基盤強化に関する法律、いわゆる地域未来投資促進法への改正の関係で条例も変わるということはわかります。ただ、これまた附則ですが、公布日から施行して、平成29年9月29日から適用するということで、適用を遡及しているわけですが、その原因を教えていただけますか。

- ○野村税務課長 この改正後の制度を適用するには、まず奈良県未来投資促進基本計画を 国に同意いただくことが前提となりますが、同意のあった時点から、未来投資に係る課税 免除の対象企業の範囲が広がり、企業にとって有利になります。対象となるための投資額 については、これまでは、農林水産業は別として、製造業中心の企業立地の条件では2億 円を超えることが必要でしたが、新しい制度では、1億円を超えれば対象になります。こ のように企業に有利になるということで、国の同意をいただいたのが9月29日ですので、 その日から適用できるように遡及をしているところです。以上です。
- 〇川田委員 これは企業から申請が上がってきた段階で、1件、1件国の承認を求めることになっていくのでしょうか。
- **〇野村税務課長** 国の承認は、県の基本計画に対する同意で、この9月29日のもの1回です。企業に対しては、それ以降、この同意をいただいた基本計画に基づいて、県のほうで、地域経済牽引事業計画として個別に承認するという手続になっています。
- **〇川田委員** そうであれば、最初の質問に戻りますが、なぜ遡及しなければならないのですか。
- **〇野村税務課長** 最初にお答えしましたけれども、国の同意をいただいた以降は、観光や歴史文化、あと農業、林業、水産業などをベースにした事業も対象になってきますので、 対象分野が拡大して企業には有利になるということで、遡及をしているということです。
- **〇川田委員** いや、有利性について聞いているのではなくて、なぜ遡及になっているのか をお聞きしているのですが。
- ○野村税務課長 国の同意が9月29日ということで、それ以降、県のほうで地域牽引事業として承認できれば、その企業を新しい制度の適用対象とできることになりますので、 遡及をしています。
- 〇川田委員 説明がよくわからないのですが。遡及原因を聞いているのですけれども。
- **〇野村税務課長** 繰り返しになりますけれども、国の承認を得て条件が整った時点で、企業に対して、今までの税の軽減措置よりも有利なものを適用していける制度ですので、企

業にとって有利になるよう対応しているところです。

- 〇山本委員長 質疑と説明がかみ合っていません。もう一度きちんと説明してください。 〇川田委員 それでは、聞き方を変えますけれども、遡及した場合に対象となる企業は何 件あるのですか。
- **〇野村税務課長** 企業のほうの窓口は産業・雇用振興部になっていまして、今のところ、 税務課では具体的には聞いていません。
- ○川田委員 対象となる企業がないのでしたら、遡及する意味がないのではないですか。 なぜ条例の定めを遡及させるのか疑問があって、今の野村税務課長の言葉をかりたら、対象となる企業の範囲が広くなって、企業に有利になるから、経済活性化のためにも遡及してでも範囲を広くしたいという意味はわかりますが、それはたくさんに影響が及ぶ場合の話で、対象がゼロの場合は、遡及する意味がないのではないですか。
- **〇野村税務課長** これは産業・雇用振興部の所管になりますけれども、実際のところ、対象になる企業について、事前に完全に把握することができていませんので、そのために遡及しているところです。
- ○川田委員 この条例が成立したということで、企業は今後、これの適用を受けようと思えば申請してこられるわけですよね。今の時点でゼロであれば、今後申請を受け付けるのですから、別に9月29日まで遡及する必要はないのではないですか。なぜ遡及しなければならないのかを聞いているのに、答えとしてかみ合わないのではないですか。今後企業から申請が出てくるのでしたら、この12月議会の最終日である12月15日を施行日にしても、別に支障はないのではないですか。

もちろん、新しい制度に何か特殊な要件があって、9月29日時点に遡及しなければ、 今後出てきた申請についても適用できない場合があるというような事情であればわかるの ですが、今の説明であれば、ただ範囲が広くなるから有利だというだけ。それだけでは、 9月29日に遡及して適用する意味がわからないではないですか。

先ほど、別の条例案の質疑の中でも言いましたけれども、附則に書くということは、社会情勢に適合させる必要性や合理的な要件がなければならないわけで、それらは全部附則で調整していくわけです。なぜこの件を遡及させなければならないのか、意味が全くわからないのですけれども、いかがですか。

〇野村税務課長 企業を立地するに当たっては敷地が必要ですけれども、新しい制度を適用するには、敷地を取得してから1年以内に施設の整備に着手することが条件になってい

ます。そうしたところを見きわめる必要がありますので、遡及しているということです。

- 〇川田委員 今の時点でゼロとおっしゃっていたではないですか。そうであれば、別に1 2月15日の最終日の本会議で可決してから施行しても、意味は一緒ではないですか。違 うのでしたら、その理由をお答えください。
- **〇野村税務課長** 企業に関する窓口は、ワンストップで産業・雇用振興部になっていますので、税務課では完全には把握はできていません。ゼロといっても100%把握した上でということではなく、事後にこれがわかることもありますので、そういったところから遡及ということになっています。以上です。
- **〇山本委員長** 税務課ではわからないが、産業・雇用振興部では把握していて、実はゼロではないかもしれないということですか。
- **〇辻本総務部長** たびたび申しわけありません。すぐ確認させますので、少しだけお待ち いただければと思います。その間、ほかの議案について進めていただくよう、よろしくお 願いします。
- ○川田委員 辻本総務部長のご配慮もありましたので、次の議案に行きたいと思います。
 議第89号「関西広域連合規約の一部変更に関する協議について」お聞きします。

この議案そのものについては、私は関西広域連合議会の議員でもありますので、内容は 重々わかっていまして、関西広域連合で決まったから、構成団体である奈良県の議会に出 てきているという経緯があるわけです。

これに関連してお聞きしたいことですが、医療分野については、奈良県はまだ関西広域 連合に参加をしていませんね。関西広域連合の中の議論でも、ドクターへリなどいろいろ あるのですけれども、先日12月8日に、日本維新の会の佐藤議員が奈良県議会で一般質 間した小児がん拠点病院が奈良県にはないことについて、小児がんは患者の数が限られて いるため、県域を越えた広域化の視点での調整が行われているというようなご答弁だった と思います。それから考えれば、奈良県も当然他府県にある拠点病院を使ったりするわけ ですから、子どもたちの生命、財産にかかわるものに関しては、医療分野における総合的 な調整は必要になってくるのではないかと思うのです。以前から、医療分野に関しては奈 良県は参加しないという立場でずっときて、今現在に至っているわけですけれども、もう 一度改めて、その立場を貫く根拠を答弁として残していただけないですか。

〇谷垣政策推進課長 本会議における質問等で荒井知事がお答えしているとおり、関西広 域連合への加入については、これまでから関西広域連合との連携、協働を進めていた、広 域防災と広域観光・文化・スポーツの2分野に部分加入しており、その他の分野には現在 は加入をしていません。その他の分野については、加入をせずとも奈良県独自でやってい くほうがよいという観点で、加入をしていないと荒井知事が答弁しているところです。

- 〇山本委員長 今の川田委員のご質問は、関西広城連合の医療分野に参加するかどうかに ついての間に聞こえるのですけれども、総務警察委員会に付託されているのは、議案であ る関西広城連合規約についてで、今は付託議案の審議をしているところですので、そのよ うな議案から離れる質問は、後でその他の質問としてやってもらいたいところですが、ど うでしょうか。
- 〇川田委員 付託議案に対する審議と言いますが、奈良県議会会議規則では、付託議案の 関連事項に関しても質疑を行ってもよいとされていますので、今後の関西広域連合への参加の範囲という重要な問題が含まれている内容について、関連事項として質疑をしているのです。全く関係ないことでしたら、もちろん山本委員長のご指摘のとおりだと思いますが、審議を経てどのように意思決定していくかについては、あくまで各委員個人が持つものですので、意思決定するために聞いているのですけれども。
- 〇山本委員長 川田委員、その他の質問として、後でお願いします。
- 〇川田委員 山本委員長のご注意のとおり、この件は終わります。

ただ、今せっかく答弁をいただきまたが、具体的な理由がわかりませんので、具体的に どのような理由をもって、何が有利になるのか、有利にならないのかを書面にまとめてい ただいて、回答書という形で、総務警察委員会に提出いただけないでしょうか。

- **〇谷垣政策推進課長** 検討させていただいて、提出をさせていただきたいと思います。
- **〇川田委員** ぜひともよろしくお願いします。

それから、議第83号「財産の処分について」ですが、これは、先ほど言っていた五條 市の庁舎の建てかえ用地とするための処分ですね。前々からヒアリングでも言っていたこ とですが、売却せずとも、貸付けではだめなのですか。中田管財課長お得意の貸付けであ れば、県にずっと賃料収入も入るわけですから、そのあたりはいかがですか。

○松岡ファシリティマネジメント室長 五條市への旧五條高校跡地の売却については、ファシリティマネジメント室のほうで経費等を把握していますので、私からお答えします。

旧五條高校跡地については、平成4年に五條高校が移転した以降は、長期的な活用がな されず、長く低未利用の状況にあった資産です。県としては、このような資産は何らかの 方法で有効に活用していくべきと考えて、まずは県での新たな活用を検討して、それがな い場合には地元の市町村、それもない場合には民間等での活用も考えていくということを 重ねた上で、最終的に可能なものから売却等を行ってきたものです。そのようなことが、 結果として資産のスリム化、整理につながるものと考えて取り組んでいるところです。

当該地については、現在、地元の五條市が、県とのまちづくりに関する包括協定に基づいて、川田委員もお述べのとおり、五條市が市役所の建てかえ用地として利用し、あわせて市民交流の広場となるような公共施設の整備も計画しているところです。そうしたことから、五條市から取得の意向が示されました。

県としては、まずは資産のスリム化にもつながる話ですし、五條市がまちづくりを考えて取り組んでいる事業に協力していくという点、加えて、五條市がそのような事業を遂行するに際しては、合併特例債や過疎債といった有利な財源を活用できるという事情もあって、取得の意向を持っているということから、県としても五條市に譲渡することとしたいと考えています。以上です。

〇川田委員 丁寧な答弁で、よくわかりました。中田管財課長はお得意ですので、また貸し付けでされるのかと思って聞いてみただけです。

次は、議第95号「平成29年度奈良県一般会計補正予算(第4号)」について、これが人事委員会勧告に基づく給与の引上げですね。先日ヒアリング中に、人事委員会にも総務警察委員会で説明いただくことはできると聞きましたので、お越しをお願いしました。 音田人事委員長、きょうはお越しいただきありがとうございます。よろしくお願いします。 それでは、疑問点が数点ありますのでお聞きしていきますが、まず1点目は人事委員会からお聞きします。人事委員長か人事委員会事務局長、どちらかでお答えください。

人事委員会が10月に出された「平成29年職員の給与等に関する報告及び勧告」の3ページですが、職員の給与と民間の給与の較差というものが書かれています。そして、先日12月7日の代表質問の中でも、この較差が昨年よりも大きくなったとご答弁いただきました。その内訳ですが、本年の民間給与の平均額37万3,116円と、本年の県職員の給与の平均額37万1,899円とで差し引きすると、県職員のほうが民間より1,217円低い結果となったということで、これを調整するために、今回の人事委員会勧告になったいうことですね。ほかの諸条件はもちろん入っていると思いますが、その解釈で間違いないですか。

○槌野人事委員会事務局長 この公民較差の算出においては、基本的には、ことし4月1 日現在の職員の平均給与と、それから、民間の平均給与とをラスパイレス比較をしますが、 その結果算出された差額が、川田委員がお述べの1,217円になるということです。

○川田委員 公務員の給与水準は民間に準拠していくことが代償措置の一番大きな目的であって、その措置を代行しているのが人事委員会が出されるこの勧告だという意味はわかるのですが、現実には、民間では給与は下がっているわけではないですか。公務員も平均額が下がっていると言うけれども、考えてみたら、公務員の給料表について、この県議会でも、引き下げる提案は一度も出されたことはないですよね。個々の職員の給与も下がっていないですよね。ただ、行政体の中の職員構成が変わって、例えば、年齢が高い方が多く減ったたため、平均年齢が若干若くなったり、手当関係の受給者が増減したりなど、いろいろありますが、そういった要因を含めて平均値が動いたような場合は、結論として、平均給与額が下がったわけではなくて、平均額が変わったというだけの話ではないですか。そうとしか受け取れないのですけれども、いかがですか。

もう一度言いますけれども、給料表を引き下げていないのですから、個々の県職員の給与は昨年からは下がっていないわけで、県職員の平均給与が下がったわけではないですよね。ただ、4月1日現在ということで、年度をまたいだわけですから、退職が生じたりなどして、いわゆる年齢構成が変わったり、手当関係の支給状況が変わったりしたら、給与の合計額も職員数も当然変わりますし、それらを割り算すれば、当然給与の平均額は変わります。先日12月7日の代表質問では、県職員の平均給与額が下がったという言い方をされましたけれども、これは下がったのではなくて、ただ合計額と人数が変わって、平均値が変わっただけの話ではないですか。これは重要な点ですので、明確にお答えください。 〇槌野人事委員会事務局長 基本的には、職員の個々の給与が、例えば私の給与が、昨年と比べてことし下がったというわけではありません。その意味で職員給与が下がったと答弁したわけではなく、ことしの公民較差を出すに当たって、職員の給与の平均額を出したところ、昨年より下がっていたという意味で、職員の給与が下がったという表現をしたところです。

〇川田委員 言葉の定義が違うのであれば、違っていてもいいのですが、要は、県職員の 給与は個々には減っていないわけですね。

民間給与についてもう一回聞きますけれども、昨年の37万4,405円と本年の37万3,116円とを比べたら、本年は1,289円減ったということですが、何が変わって1,289円減ったのか、構造を教えてください。民間の場合は、給料が下がっているかもしれないし、手当が減らされているかもしれないではないですか。手当でも、ここに

は期末手当やボーナスは入っていないのですね。また、ほかの構造的要因によって下がっているかもわからないではないですか。

県職員の場合は、少なくとも給料表は一切変わっていないです。給料表を変更するときには、給与条例主義で、今回のように条例改正が求められますので、我々議員にはわかります。給料表を下げる議案を一回も見たことがないということは、一回も下げていないということでしょう。それに比べて、民間のほうの要因がわからないのです。民間は、なぜこの1,289円が下がったと言えるのですか。

○槌野人事委員会事務局長 人事委員会は、民間の給与を民間給与実態調査という中で調査をし、その調査した民間の給与で県職員とのラスパイレス比較に使える分を平均させて、県職員の給与との較差を出しています。

民間の平均給与額が下がった要因として、一つ考えられることは、先ほど川田委員からも話が出されましたが、県職員においては、退職して新しい職員が入ってきた結果、昨年と比べてことしは実は平均年齢が0.2歳低下しています。このラスパイレス比較に関しては、年齢も一つの比較要素になっていますので、県職員の年齢が下がるということは、比較対象となる民間給与データの年齢も下がっている可能性もあると思います。

ただ、今お尋ねの、例えば、それが民間の給与全体が下がったのか、民間の従業員構成 が変わったのか、また、民間の手当が一部で上がったり下がったりしているのかなどにつ いては、人事委員会では一切分析はしていません。

〇川田委員 それでは、いいかげんな勧告をしているいうことですか。いや、勧告をしている以上、人事委員会は説明する義務があるのではないですか。先日12月7日の代表質問の答弁では、1,289円下がったと言っていましたね。代表質問のときは時間がありませんでしたので、続きは総務警察委員会でやるということで本日を迎えているわけですから、今その内容を教えてくださいと聞いたのに、わからないということですね。そうであれば、何をもって勧告は正確だと言えるのですか。勧告書を読み直さないといけないではないですか。

○槌野人事委員会事務局長 人事委員会は、民間の給与が下がった要因を調べているわけではなく、いわゆる公民較差を出すために民間の給与額を調べています。それで、今回調べた民間の平均給与が、昨年調べた民間の平均給与と比べて下がったということを説明しているだけで、その下がった要因については調べていないという意味です。

〇川田委員 これは、アンケートで幾つかのサンプルのデータをとって調べた数字ではな

いですか。

○植野人事委員会事務局長 アンケートといいますか、人事委員会事務局の職員が調査対象企業にそれぞれお伺いして、企業にもご協力いただいて調査票をつくっているのですけれども、職員が調査内容を確認した上で持ち帰った資料です。

〇川田委員 「平成29年職員の給与等に関する報告及び勧告」に載っている数字は、言えば、奈良県内の企業全体の中の上位2.4%の企業を調査した数字ですよね。この報告には民間給与データの内訳について細かく載っているので、それならば手当が下がったのか給料が下がったのか、何か要因わかるのではないかと思って聞いているのですが、わからないのですか。

ただ、県職員のほうがなぜ下がったのかについては、要因がわかるではないですか。県は、職員全員について、どの給料表に当たるか、どれだけの手当が支給されているか、結果としてどれだけ給与が支給されているかを把握しているわけでしょう。そうであれば、県のほうは要因がわかるわけではないですか。ただ金額だけ出して、構造の違いがあるから、公民比較をしろと言っていますけれども、公務側の県は、実際は何も変わってないわけではないですか。退職者が出た関係で組織の構造は変わっていても、給料関係の決まりは変わっていないわけでしょう。なぜ民間のほうの要因を聞いたかというと、要因がわからなければ、比較していいのか、比較してはいけないのかがわからないではないですか。民間のほうの平均給与が下がっているのは、給料自体が下がっているかもしれないわけですが、今の答弁では、それはわからないということでしょう。民間は給料が下がって平均給与が減っているとしたら、県職員の場合は、給料表が変わっていないのだから給料は下がっていないのですが、それで比較するのですか。

極端な話をすれば、「平成29年職員の給与等に関する報告及び勧告」の3ページの注意書きのところで、手当がたくさん列挙されていて、1番目には扶養手当が書いてあります。これは例として適切かはわかりませんが、ご結婚している方もたくさんおられて、子どももたくさんおられるところ、仮にその全員が離婚したら、扶養手当は支給されなくなって、その分平均給与は下がるではないですか。それを平均給与が下がったと言うのですか。それはただ手当がなくなっただけの話ですから、人事委員会勧告でいう平均給与額にはトリックがありますよ。うんと頷くのであれば、きちんと説明してください。

○槌野人事委員会事務局長 まず、この公民較差を出している根拠について、もともと地 方公務員法の中の第24条第2項で、いわゆる均衡の原則として、民間の給与と比較する ことをうたっていることは、以前も説明させていただきました。この条項では、給料ではなく給与と均衡をとることとしていますので、いわゆる給料だけの比較ではなく、手当を入れて比較しているということです。ですから、今川田委員のおっしゃった話はもちろん極端な話だと思いますけれども、比較の中には、例えに出された扶養手当も入っています。

ですから、逆に言えば、民間給与がどのような要因で下がったかについては、個々いろいるあると思いますし、企業によって変わると思うのですけれども、申しわけありませんが、人事委員会は、その個々いろいろを調べて、県職員と比較するのにふさわしいかどうかは調べていません。あくまでも額、手当も含む給与の額と比較するだけですので、人事委員会は、額の比較ができる形で、民間給与の実態調査をしたということです。

○川田委員 だけれど、県職員は実際に下がっていないものは、下がっていないのですよ。 人数構造などが変わっているから、計算上はこの合計額になって、人数で割ったら平均は この数字になったというだけの話で、実質的に給与が下落したわけではなく、合計額が下 落したというだけの話でしょう。それをもって、県職員の平均給与額は下がったと言い、 それに比べて民間の平均給与額は下がり幅が少ないから、民間との差を埋めるために県職 員の給与を上げるという話でしょう。だけれど、下がっていないのに、なぜ上げるのです か。もちろん実際に上げるかは、財政的な措置をする知事部局の話になると思いますが。

物価指数についても、4月分だけで比較検討していることの疑義については、先日12月7日の代表質問でも指摘しましたけれども、この点については、わかりやすくシミュレーションをつくってきました。これでは見にくいかもしれませんけれども、パネルをつくる時間がありませんでしたので。平成28年度の物価指数と平成29年度の物価指数について、個々の数字はでたらめの仮のものですが、それぞれの年度で4月から3月までを足したら、物価上昇率がゼロになるようにつくっています。このシミュレーションでは、わかりやすくするために、わざと平成29年度の4月の時点だけを極端に高くしておいたのですが、実際には物価がここまで急に上がることはないですけれども、そうすると、4月で比較すると、1年間で物価指数が1から2に上がっていることになります。だけれど、4月だけで比較すれば1が2になっていますが、実際には、その後物価はずっと下がって、1年間を通しての物価上昇率は実はゼロだったいう場合、今回の人事委員会のやり方であれば、4月の一時点だけをもって、12カ月間全部の給料に反映させようとしているわけでしょう。普通、このような検討においては、平均値を使うのではないですか。この4月の一時点だけをとって、昨年と比べて物価が0.6%上がっているというのは、確かにう

そを書いているわけではないでしょうけれども、使い方が間違っているのではないですか。 4月分だけの給料を検討するのであれば、4月の一時点でもいいでしょうけれども、それならば、消費者物価指数は毎月公表されているのですから、毎月検討すればいいではないですか。ところが、この人事委員会の勧告では、4月の一時点だけを1年間の給料にずっと適用していくという話でしょう。誰に聞いても、そうにしか見えませんよ。私は経済関係の勉強もしていますけれども、このような使い方をしたら絶対に怒られる話です。その点いかがですか。このような書き方をするのは、ひきょうではないですか。

○植野人事委員会事務局長 先ほども地方公務員法の話をさせていただきましたが、地方 公務員法が定める均衡の原則の中には、いろいろあるのですけれども、国や他の地方公共 団体、それと民間事業の従事者の給与に加えて、その他の事情も考慮して、県職員の給与 を決定することとされています。もちろん人事委員会が給与を定めるわけではありません。 基本的には、知事のほうで提案されて、議会において給与を定めていただくことになると 思いますので、全てについて人事委員会が見ているわけではないということが、まずあり ます。

ただ、人事委員会の給与等に関する報告において物価指数を載せていることから、物価 指数が昨年の4月とことしの4月とを比べて0.6%上がっていることでもって、ことし の職員給与の引上げ勧告の根拠になっているということで、ご指摘いただいていると思い ます。確かに、そのように見えてしまう部分はあるかもしれませんが、昨年の人事委員会 の報告を見ていただくと、実は、物価指数は0.6%下がっていることを報告した上でも、 職員給与を引き上げる勧告をさせていただいています。要は、基本的には民間給与との差 額である公民較差をベースに勧告しており、物価指数等はあくまでも参考にしているにす ぎないということです。

ただ、「平成29年職員の給与等に関する報告及び勧告」の報告本文の中で、4月一月だけの比較で書いているのは誤解を招くのではないかという点については、実は、この冊子の巻末資料としては、4月だけではない1年分全ての物価指数を載せているのですけれども、先日12月7日の代表質問の中でもご指摘いただきました。川田委員からは、人事委員会の合議の場で検討するようご指示いただいていますが、この表記の仕方については、他都道府県や人事院の勧告も参考にしたいと思っています。なぜ4月で書いているのかについては、基本的には、公民比較において4月分の給与で比較しているからですけれども、勧告については、4月分の給与だけではなく、そこから1年間を通した給与を対象としま

すので、4月だけを書くのはおかしいというご趣旨と思いますので、その辺は検討したい と考えています。

〇川田委員 いや、国の動向も何も、これは誰が見てもおかしいものはおかしいので、奈良県人事委員会独自で、みずからの責任とみずからの判断でやってください。何でもよそがやっているから私たちもいいのだというのは、隣の人が赤信号で渡っていたら渡っていいのかという話ではないですか。そのような話をしているのではありません。分析では、絶対に1点だけをとるような書き方はしませんので、これは明らかにおかしいです。わざわざこのようなシミュレーションをつくってきたのは、それがいかにおかしいかを指摘したかったのです。その辺もきちんと考慮に入れてください。先日の代表質問でも、物価指数については間違いないとのご答弁でしたが、その辺は真摯にやっていただきたいと思います。

話は戻りますけれども、長々と言っても仕方がないですけれども、県職員の給与は下がったわけではないのです。公民比較といいますが、比較対象の民間側の平均給与の構造がわからないというのが、先ほどの答弁でしたね。奈良県職員側の構造はわかっているわけで、わからないものとわかるものとを比較すること自体が、おかしいのではないですか。構造の組み方によって、いろいろな概念が出てきますから。民間のほうが下がり幅が少なく、県職員のほうが多く下がっているなどと言いますが、県職員のほうは、給料表が何も変わっておらず、実際に個々の給与を見れば下がっているわけではないのですから、構造上の違いだけではないですか。何も給料や所得が減ったという意味ではないでしょう。それをもって、なぜ県職員の給与を上げなければならないのですか。

これは財政的な話になりますが、税収も減っているわけではないですか。これは知事部局が決めることだと思いますし、先ほどの答弁の中でも、人事委員会は勧告するだけと言われましたけれども、勧告するだけだからいいということではなくて、勧告は最大限尊重しなければならないというのがあるでしょう。それだけの責任が重い勧告なのですから、きっちりやってくださいよ。

このような機会でしか県民の皆さんの代弁はできないと思いますけれども、我々議員も 頻繁に相談を聞きますけれども、今の世の中、子どもたちを育てているお母さんでも、今 度のクリスマスプレゼントを子どもたちに買うのも悩んでいるなど、本当にたくさんあり ます。もう少し真剣に考えてください。極端なうその例ですけれども、県で40歳以上は 悪いけれども定年退職させて、職員全部を若手に切りかえて、構造を変えた場合、若い世 代ばかりになりますから、平均給与額は下がることになりますが、それをもって、県の側はこれだけ下がって民間の平均額と差が生じたからといって、また県職員の給与をぼんと引き上げるという話ですよね。

○槌野人事委員会事務局長 あくまでも今の仮定の話についてですが、もし県の職員構造が全員40歳以下になったとしたら、人事委員会が行うラスパイレス比較では、民間企業側についても40歳以下の人だけとで比較することになります。それだけは申しておきたいと思います。

○川田委員 ラスパイレス比較はわかっています。年齢区分を決めて、区分ごとに別々で 平均値を比較していくやり方でしょう。だけれど、それで40歳くらい同士の比較をした 場合に、民間の40歳レベルでも企業のやり方によりかなり違うわけですが、高齢層の給 与は抑えて子育て世代にたくさんあげるという企業が主流であれば、今度はそちらに合わ せるということですか。

ラスパイレスを使って年齢区分で分けていくのは、構わないのではないですか。企業によって構造も違うのですから、給与総額よりも、手取り収入額で比較して上がったか下がったかを決めたらいいのではないですか。人数割で、一人頭の平均値を求めたらいいわけでしょう。私も統計学をやっていますが、数字はうそをつきませんから、正式にきちんと数字で解析して、それで間違っていたら、やり方が間違っているということですが、多分これで解析できると思います。人事委員会のやり方は、トリック過ぎます。どう考えても、計算の仕方が絶対におかしいですよ。何も、県職員の皆さんの給料を上げることを反対しているわけではないのです。正しいやり方で上げていただきたいという意味ですので、それは申し上げたいと思います。

それから、今回の給与に関する一連の議案のうち、これは乾人事課長に聞かなければなりませんが、議第98号「奈良県職員に対する退職手当に関する条例等の一部を改正する条例」で、退職金を下げようとしていることについてです。退職金制度はもともと、戦後日本国憲法で労働基本権として団体交渉権が保障されるようになったということで、初めてできた制度ですけれども、過去からの例では、退職金は労使交渉において第二の生活給として位置づけられてきており、今回下げる県職員の皆さんの退職金も、第二の生活給ということになります。

今、働き方改革などいろいろ課題がある中において、国の施策として、いわゆる定年延 長や女性活躍の推進など、いろいろな働き方をふやして労働力をふやそうとしており、そ れに準じて民間も大きく影響を受けているところです。ここで退職金を減らすということは、将来働く期間が長くなるため、いわゆるこの第二の生活給を若干減らさせてほしいという意味合いが大きいですけれども、それから言えば、再任用職員の給料表も人事委員会勧告に含まれていますけれども、非常に安いではないですか。退職金を減らしていくのであれば、この辺もきちんと整理していく必要があるのではないですか。日本維新の会の議員がいつもと逆のことを言っていると思われるかもしれませんけれども、私は労働法もずっと勉強してきたので、これは持論ですけれども、やはり退職年齢を後ろ倒しするに当たって退職金を減らすということであれば、その場合の給与水準の整備もセットでやっていく必要があるのではないですか。その点いかがですか。

○乾人事課長 今回上程している、退職手当の引下げの議案に関連するご質問だと思います。今回の退職手当の引下げについては、国の人事院が、これも先ほどからご議論がありますけれども、官民比較を解消するためということで一定の方針を打ち出され、県は従前から国に準じた形をとっているため、このたび上程をさせていただきました。

今のご指摘は、退職手当には生活給的な意味合いがあるため、引下げは長く公務員として任用することとセットではないかというご趣旨かと思いますが、今後、定年延長の議論が本格化してきますので、その中であわせて、再任用制度についても検討していきたいと考えているところです。

○川田委員 言い方が悪かったかもしれませんが、定年延長は、国の法律の関係もあるので、ここで幾ら議論していても進みませんが、再任用制度は県の権限に属することですから、県で施策を進めようと思えば進められる話ではないですか。定年延長など、話は出ていますけれども、まだ何年先に実現するのか明確にはわからないでしょう。ですから、私は今、定年延長を想定して話をしているわけではありません。それにしても、再任用職員については、あまりにも待遇が悪過ぎるのではないですか。昔であれば、55歳くらいや50歳でも定年ということもありましたけれども、今や65歳でも若い方、元気な方も多いですよ。かなりの労働力ですから、正確な労働力評価をしていくべきではないかと思います。既に退職金ももらっていて高齢だから、給与水準は低くてもいいというのは、整理の仕方が違うのではないかと思っていますので、日本維新の会は、退職手当を下げることに関しては反対ではありませんが、再任用職員の給与水準についても、ぜひともセットで早急に協議いただいて、あくまでも賃金と労働は対価交換の関係にありますから、再任用職員の労働のあり方をどのように捉えるかという点からも、議論をテーブルに上げていた

だき、真剣に協議いただくべきだと思います。働き方改革をやっているわけですから、年齢によって差別されるということは、やはり絶対にあってはならないと思っていますので、 辻本総務部長、その点はいかがですか。

○辻本総務部長 確かに、労働の対価という意味で、再任用職員の待遇も一つの大きな課題かと考えています。今後、特に年金の支給期間との兼ね合いもありますので、それらさまざまな諸問題とあわせて、検討も進めていきたいと考えています。

○野村税務課長 先ほど答弁を保留させていただていた、議第75号「産業集積の形成及 び活性化のための県税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例」についての続きで す。具体的な事例をご説明すべきところを、先ほどはそれができず、誠に申しわけありま せんでした。

まず、こちらの法制度の要点ですけれども、ことしの7月31日に新しい改正法が施行されて、その後、奈良県未来投資促進基本計画について、9月29日に国の同意をいただいています。各企業の不動産取得税を課税免除するには、前提として、この県の基本計画に基づいて、各企業の地域経済牽引計画を県が承認することが必要です。この承認があれば、課税免除した場合、国より交付税として減収補填が受けられますが、逆に言えば、この承認がなければ、課税免除しても減収補填を受けられず、県の持ち出しとなるということです。

次に、今回、遡及が必要な理由となる具体的な事例ですけれども、地域経済牽引計画の 承認は、あくまでも事業の着手前しか受けることができませんので、可能性として、きょ うあすにもあるかもわかりませんけれども、今回の条例の可決までに既存建物を即時取得 するような場合や、着工する場合もあるということです。こうした遡及が必要となる具体 的な事例について、税務課では把握していませんでしたが、実は1件ありました。地域経 済牽引計画を10月15日に県で承認し、12月1日に着工しているという案件が1件で す。以上です。

〇川田委員 その理由であれば、遡及するのもわかります。その点を知りたかったという ことですので、もうよろしいです。

〇山本委員長 ほかにご意見のある方、なければ、理事者に対する付託議案の質疑を終わります。

それでは、付託議案について各委員の意見を求めます。発言をお願いいたします。

〇荻田委員 自民党奈良として、当委員会に付託された議案について賛成するものです。

そして、今回、台風21号による被害からの復旧、復興に全力を挙げていこうと、迅速な対応を迫られているところですから、予算可決成立後は、どうぞしっかり復旧、復興への対応をスムーズにやっていただくよう要望して、賛成とします。以上です。

- **〇亀田委員** 自由民主党としては、付託された議案は全て賛成とさせていただきます。荻田委員と同じように、災害復旧対応は特にお願いをしたいと思います。以上です。
- **〇松本委員** 自民党絆においては、当委員会への付託議案に対して賛成します。
- **〇森山委員** 民進党としても、付託された議案に賛成いたします。
- 〇大国委員 公明党ですけれども、議第96号「奈良県議会議員の議員報酬額、費用弁償額及び期末手当の額並びにその支給条例等の一部を改正する条例」については、現在、雇用環境は改善され、また企業収益も過去最高水準となっているとはいえ、まだ経済政策の道半ばで、中小企業や家計への実感が弱いと認識しているところで、そのような中、今回議員の期末手当を引き上げることは、県民の理解を得られないと判断し、反対します。

そのほかの議案については、全て必要なものだと思いますので、賛成します。

〇川田委員 日本維新の会としては、議第95号「平成29年度奈良県一般会計補正予算 (第4号)」について、警察や学校の先生などについては、給与の引上げも全然問題ない と思っている部分もありますが、一般事務職の引上げは、やはり民間との較差の点からは かなり難しいと思いますので、その意味で、この議案には反対します。議第97号「一般 職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例」についても、同様にも反対します。

また、議第96号「奈良県議会議員の議員報酬額、費用弁償額及び期末手当額の額並びにその支給条例等の一部を改正する条例」についても、県民を代表して議会でこのように質疑をさせていただいている立場からすれば、今も言ったとおり、民間の給料が下がっていて、所得税も下がっている状況であるにもかかわらず、我々議員の分を引き上げるということは絶対にできませんので、これは反対します。以上です。

〇山村副委員長 日本共産党の意見を述べます。

議第95号「平成29年度奈良県一般会計補正予算(第4号)」について、一般の県職員の皆さんの給与の引上げについては、日本共産党は賛成です。これは、全ての労働者の賃金引上げなしに景気回復はできないということもありますし、今の公務員の実態は大変厳しい状況があると思っていますので、この点は賛成ですけれども、この議案の中には、同時に、県議会議員の期末手当の引上げ改定に関する予算措置も含まれていますので、その点から反対します。

次の議第96号「奈良県議会議員の議員報酬額、費用弁償額及び期末手当額の額並びに その支給条例等の一部を改正する条例」ですが、これは県議会議員の期末手当の引上げで あり、県民からの理解を得られないということで反対します。

それから、議第98号「奈良県職員に対する退職手当に関する条例等の一部を改正する 条例」ですが、これが退職手当の引下げということで、先ほども議論がありましたけれど も、職員の退職手当は後払いの賃金、労働条件の一部であるという側面からしても、将来 の生活設計に大きく影響するということがありますし、また、もととなった人事院が行っ た官民の比較調査も、雇用保険が適用されないなどの公務員の特性を踏まえた正しい比較 がされていないという点もあるように思っていますので、これも反対します。

〇山本委員長 それでは、ただいまより付託を受けました各議案について採決を行いますが、反対意見もあるようですので、議案ごとに採決をとっていきます。

まず、議第95号中・当委員会所管分については、委員より反対の意見がありましたので、起立により採決をいたします。

議第95号中・当委員会所管分について、原案どおり可決することに賛成の方の起立を 求めます。

(賛成者起立)

ご着席願います。

起立多数であります。

よって、議第95号中・当委員会所管分は、原案どおり可決することに決しました。

次に、議第96号については、委員より反対の意見がありましたので、起立により採決 をいたします。

議第96号について、原案どおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数であります。

ご着席願います。

よって、議第96号は、原案どおり可決することに決しました。

次に、議第97号についても、委員より反対の意見がありましたので、起立により採決 いたします。

議第97号について、原案どおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

ご着席願います。

起立多数であります。

よって、議第97号は、原案どおり可決することに決しました。

次に、議第98号については、委員より反対の意見がありましたので、起立により採決 いたします。

議第98号について、原案どおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

ご着席願います。

起立多数であります。

よって、議第98号は、原案どおり可決することに決しました。

次に、ただいま可決されました議案を除く残余の議案については、一括して簡易採決に より行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

それでは、お諮りします。

議第70号中・当委員会所管分、議第72号中・当委員会所管分、議第73号、議第74号、議第75号、議第83号、議第89号、議第90号及び議第93号については、原案どおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議ないものと認めます。

よって、議第70号中・当委員会所管分、議第72号中・当委員会所管分、議第73号、 議第74号、議第75号、議第83号、議第89号、議第90号及び議第93号について は、原案どおり可決することに決しました。

次に、報告案件についてであります。

報第31号中・当委員会所管分については、先ほどの説明をもって理事者より詳細な報告を受けたこととさせていただきますので、ご了承願います。

これをもちまして付託議案の審査を終わります。

次に、本定例会に提出されました陳情のうち、当委員会所管事項に関する陳情の写しを 参考に配付しておりますので、ご了承願います。

次に、その他の事項に入ります。

まず、危機管理監から「平成29年台風第21号の被害について」ほか2点、地域振興

部長から「(仮称) 奈良県国際芸術家村の整備について」ほか1件、観光局理事から「奈良大立山まつり」の実施概要についての報告を行いたいとの申し出がありましたので、順にご報告願います。

〇中危機管理監 山本委員長より着席にて報告とのご配慮をいただきましたので、「平成 29年台風第21号の被害について」ほか2件について、着席にて説明をさせていただき ます。

平成29年台風第21号に関する被害等の概要について、資料1「平成29年12月議会12月13日総務警察委員会資料 平成29年台風第21号の被害について」でご説明します。

平成29年10月21日から10月23日にかけて近畿地方、東海地方で大雨を記録した台風第21号は、県内各地で甚大な被害をもたらせました。人的被害及び住家被害については、この資料の1ページに記載をしているとおりで、また、住民への避難指示、避難勧告、避難準備等は、32の市町村で約31万世帯、約73万人の方々に対して発令がなされています。次の2ページですが、実際に避難所に避難された方は、30市町村で約1,700世帯の約4,000人おられ、被害箇所は11月27日現在2,000カ所、被害金額は約171億円で、多くは農林関係、土木関係です。今般の台風第21号による被害に関しては、全国を対象とした激甚災害の指定が11月27日に公布・施行され、本県では農林関係の被害が対象となって、国庫補助率のかさ上げなどの措置が講じられることになりました。その次の3ページでは、本県における主な被害の箇所について記載しています。こうした状況に対応するため、今議会においても71億円余りを計上する補正予算案を提出させていただき、また今後も、それぞれの部局において必要な予算措置を講ずるなど、復旧、復興に向けた取り組みを進めて県民の安心・安全確保に努めていきたいと思っています。

台風第21号の被害についてのご報告は、以上のとおりです。続いて、土砂崩壊対策検 討委員会について、ご報告します。

資料2「土砂崩壊対策検討委員会について」の1ページですが、土砂崩壊対策検討委員会は、台風第21号等により特に今後の見通しが不明な状況にある生駒市西松ヶ丘、吉野町檜井、三郷町東信貴ヶ丘において、住民の生命や財産を守ることを最優先とした土砂崩壊の初動対策をまとめ、各現場の状況に応じて原因究明や関係者の役割分担を明確にし、当面の安全性を確保するための対策を検討し、あわせて災害前と同程度の安全性を確保す

るための復旧対策について見通しを立てるとともに、各現場の共通的な課題や対応方針を体系的に整理し、基本方針として取りまとめることを目的とするもので、荒井知事を筆頭に村井副知事、関係する部局長及び危機管理監が委員となって、ことし11月10日、20日及び12月5日に会議を開催しました。

これまでの会議の結果ですが、まず生駒市西松ヶ丘については、崩壊斜面の保護のためのブルーシートや、河川水位や地下水を下げるため河床に管を設置するなどとともに、復旧対策までの暫定対策として、斜面上の不安定土砂の撤去、斜面上の水分を排出しやすくするための水抜きドレーンの設置、斜面への降雨等の浸透を防ぐためのモルタル吹きつけの実施の3つの工法を検討し、先日12月1日に暫定対策に着手したところです。

次に、三郷町東信貴ヶ丘については、崩壊斜面の保護のためのブルーシートの設置、近畿日本鉄道による応急復旧の実施、原因究明のためのボーリング調査等を11月21日から実施することなどについて検討し、現在その調査を進めているところです。なお、近畿日本鉄道による応急復旧に関しては、先週末に工事が開始されたことを確認しています。

もう1カ所、吉野町楢井については2ページですが、会議においては、土石流により家屋が被災し、国道169号が通行どめになったこと、学識経験者による道路及び渓流部の現地路査を実施したことに加え、国道169号の復旧に向けて道路上の土砂の撤去を行い、12月8日に交通開放の予定であることなどの現状報告があったところです。なお、国道169号は実際に、12月8日12時に2車線による交通開放を行っています。

また、各現場の状況等につきましては、3ページ以降に資料を添付しています。今後、 引き続き土砂崩壊対策検討委員会を開催して、応急対策を進めていきたいと考えています。 土砂崩壊対策検討委員会についてのご報告は、以上のとおりです。

続いて最後のご報告、奈良県地域防災計画の修正についてです。資料3「奈良県地域防災計画の修正」の1ページ、資料3-1としている「奈良県地域防災計画修正の流れ」ですが、昨年4月に発生した熊本地震の状況等を見ると、被災地における受援体制など、さまざまな課題や問題点がありました。本県からも応援職員を派遣しましたが、派遣された職員からの報告、地域防災計画検討委員会の専門家の知見情報や被災地からの報道、レポートなどを踏まえて、本県における課題等を整理し、地域防災計画検討委員会でご議論をいただき、計画修正の方向性を取りまとめて、たたき台を作成しました。この修正たたき台については、ことしの10月3日の防災会議の幹事会で議論をいただき、11月24日に開催した第1回防災会議に諮った上で修正案として取りまとめたところです。この修正

案は、先日11月28日に開催された防災・県土強靱化対策特別委員会と本日の総務警察 委員会でご報告をさせていただいた上で、パブリックコメントを行い、今年度中に計画の 修正を完了したいと考えているところです。

次に、奈良県地域防災計画の主な修正項目の災害ステージごとのまとめについて、本日 はそのうちの主なものをご説明します。次の2ページ、資料3-2としているものですが、 まず準備期においては、耐震性の向上や大規模盛土造成地マップの作成などの取り組みを 推進します。

その次の初動対応期においては、受援体制の整備として、他府県からの応援職員を円滑に受け入れるための県における受援マニュアルを作成しました。今後、市町村における受援体制の構築を図るため、受援マニュアルの作成を支援していき、また、県の災害対策本部体制の充実を図るため、部局横断的な編成や被災市町村へ派遣する県リエゾンの強化等に取り組むなど、資料に記載しているような、さまざまな取り組みを実施していきたいと考えています。

その次の応急対応期においても、救援物資やボランティアを迅速かつ円滑に受け入れできるよう、受援体制の整備を図ることとしています。また、避難所における環境と運営の向上として、平成29年3月に改訂した奈良県避難所運営ガイドラインを各市町村に周知をするとともに、市町村の避難所運営マニュアルの改訂を支援していきます。災害廃棄物の対応については、平成28年3月に策定した奈良県災害廃棄物処理計画に基づき、災害廃棄物が策本部の設置や市町村への支援要員の派遣などを通して、災害廃棄物の迅速・適正かつ計画的な処理を実施することとしています。

なお、この資料3の3ページから5ページは、ただいまご説明した2ページの奈良県地域防災計画の災害ステージごとの主な修正項目について、修正内容の詳細を記載しています。

その次の6ページ、資料3-3としている「奈良県地域防災計画及び奈良県国土強靱化地域計画について」です。奈良県国土強靱化地域計画は、国土強靱化基本法を根拠として、国の国土強靱化基本計画に基づき、本県の地域の状況に応じた国土強靱化施策の総合的かつ計画的な推進を図るために、平成28年5月に作成しました。この計画では、災害に日本一強い奈良県を目指し、人命を守る、県民の生活を守る、迅速な復旧・復興を可能にすることを基本目標に掲げており、重要業績評価(KPI)として88項目を設定するとともに、国土強靱化アクションプランを毎年度策定することとしています。なお、県の地域

防災計画と県の国土強靱化地域計画は相互に補完するものであり、また、国土強靱化アクションプランはそれぞれの計画の実施計画としての位置づけをしています。次の7ページ、資料3-4としている「奈良県国土強靱化地域計画に基づくアクションプラン 進捗状況 (平成29年3月末時点)」は、今申したアクションプランの進捗状況の一覧です。重要業績評価(KPI)88項目ごとに、目標値を設定して進捗を図ることとしており、事業実施担当課がABCDに分けて自己評価を実施しています。平成28年度末時点で計画どおり進捗していないと評価の項目が9つあり、引き続き目標達成に向け努めていきたいと考えています。

なお、本日はご説明を省略しますが、県の地域防災計画の修正項目について、防災会議 幹事会での意見等による修正、熊本地震等の課題等を踏まえた修正、県の施策を踏まえた 修正、法令、国の防災基本計画等に基づく修正を、それぞれ参考資料として資料3に添付 しています。以上で、私からの報告を終わります。

〇村田地域振興部長 それでは、山本委員長からのご配慮いただいていますので、以下、 着座にてご説明します。まず最初に、「(仮称) 奈良県国際芸術家村の整備について」のご 報告です。

資料4の1ページですが、ことし11月8日に開催した県の附属機関で学識経験者から成る奈良県国際芸術家村構想等検討委員会において、芸術家村の建物配置や各施設の平面計画についてご了承いただいたところです。ご了承いただいた内容については3ページ以降になりますが、まず、委員からいただいたご意見を1ページに記載していますので、ご紹介します。委員からは、運営に関して全体を総括して見ることができる人材が必要とのご意見、奈良は日本文化の原点であり、古美術研修など、生徒が奈良を訪問しており、開村後は必ず訪問するし、ソフト面でも協力したいというご意見などをいただきました。今後は運営体制などについて、検討を深めていきたいと考えています。

続いて2ページ、同様に、芸術家村の管理・運営や今後のあり方を検討するために、1 1月24日に県内の関係者による企画協議会を開催していますが、そこでの主なご意見を かいつまんでご紹介します。歴史文化、考古学、国際人の育成など、さまざまなところで かかわっていけると思うとのご意見、開村にあわせて天理市の観光資源にさらに磨きをか けて集客に力を入れていきたいとの前向きなご意見などをいただきました。奈良県国際芸 術家村とその周辺を含む地域全体のにぎわいと活性化が図られるように、引き続き地域の 関係者の協力やアドバイスを得ながら、検討を深めていきたいと思います。 これら検討委員会等で説明をさせていただいた事項について、資料4の3ページ以降で ご報告します。まず、全体の建物配置については3ページですが、昨年度策定した整備基 本計画時の建物配置からは、施設間の連続性等を意識し、来訪者の回遊性の向上を図るた めに、建物配置を変更したいと考えています。

続く4ページからは各施設の平面計画案で、4ページは、本県の強みであり歴史文化資源の保存活用と人材育成の拠点となる文化財修復展示棟です。この1階には、文化財建造物の修復や人材育成を担う県の文化財保存事務所や、考古の遺物整理などを行う天理市の文化財課が移転する予定です。地下1階には、仏像や絵画等の修復工房と展示室を確保したいと考えており、来訪者が文化財修復の公開解説や仏像等のレプリカなどに触れて学ぶことができる機会を提供したいと考えています。それから2階部分には、公益財団法人ユネスコ・アジア文化センター(ACCU)の文化遺産保護協力事務所が移転する予定ですので、国際的な文化財の保存修復の人材育成などを行う拠点にしたいと考えています。5ページは、今ご説明した文化財修復展示棟での取り組み展開案を具体的に取りまとめたもので、修復作業の公開解説や展示、人材育成、講演、体験などについて、現在検討を行っている内容について記載しています。

続いて6ページですが、芸術家村にお越しいただいた多くの皆様に質の高い文化芸術に 触れていただける拠点としての複合棟の平面計画です。1階には、子どもたちが絵画など の体験学習をする部屋を、2階には、歴史文化資源を題材にしたセミナーなどを開催する ことのできる講座室、アーティストが創作活動などを行うスタジオ、それから来訪者など と交流を行うラウンジなどを、地下1階には、講演会や演劇、音楽会などが常時できるホ ールを設けたいと考えています。7ページは、今ご説明した複合棟における具体的な取り 組み案を記載しており、日本文化始まりの地である奈良を体験、満喫できるように魅力の ある体験講座などを行いたいと考えています。来年度には、具体的に事業の具体化、体制 づくりなどを行っていきたいと考えています。

続く8ページは、農村交流施設・伝統工芸施設・サイクルステーションを併設した施設 及び情報提供施設の平面計画で、これらを地域活性化を図る拠点にしたいと考えていると ころです。農村交流施設等を併設する施設の1階部分では、奈良県産の農産物等を活用し たレストラン、直売所、伝統工芸品の展示即売などのスペースを設け、2階部分で奈良県 産食材を使った実習室、加工所などを設置して、産業・観光振興を図るとともに、情報提 供施設では、県内のほかの機関等との連携による周遊観光につながる情報も提供したいと 考えています。今ご説明した農村交流施設や伝統工芸施設での具体的な展開案については、 9ページと10ページに現在の検討状況を記載していますが、いずれの施設とも、食べる、 買う、学ぶ、遊ぶなどを一体的に展開し、大人と子ども、来場者全体がともに楽しめる空 間を目指しています。

11ページでは、これまでご説明した4ページからの平面計画案を反映させた**外観**のイメージパースを、ご参考までに掲載しています。

続いて12ページは、運営体制及びスキーム等についてです。この国際芸術家村は複合的なサービスを提供する拠点であることから、昨年度策定した整備基本計画では、運営に当たっては、各分野に強みのある民間事業者が創意工夫のもと収益を高める一方、一体管理などの効率的な管理・運営によってコスト削減に努める指定管理制度の利用料金制が望ましいとご報告したところですが、この上で今年度は、指定管理制度を活用した運営体制をどのような形態で行うのが効率的かについて検討しています。ここでは4つの案をお示ししていますが、A案として、官民、地元関係者が合議で全体を運営するような協議会型、B案として、農村交流施設の受託者を中心に複数事業者が全体を運営する形、あと2案はこのB案の派生になりますが、複数事業者が全体を運営する場合のうち、文化芸術などの取り組みのみ県が個別発注する形態としてC案、逆に全業務を一括で発注するD案、これらの案について、国際芸術家村構想等検討委員会でのご意見等も参考に、今比較検討しているところです。

最後に13ページ、今後のスケジュール案ですが、今年度は造成の設計と工事に着手するとともに、建築の設計や運営体制の構築検討などを行って、来年度からは建築の工事を行い、平成32年度中の完成を目指したいと考えています。また、整備に当たっては、国の地方創生拠点整備交付金などを最大限に活用していきたいと考えています。

奈良県国際芸術家村の検討状況については以上です。引き続いて、平成28年12月議会においてご採択された高等学校等の無償化に関する請願書への対応について、今回は、 ことしの9月議会以降の検討状況をご報告したいと思います。

資料5「私立高等学校等授業料軽減補助について」の2ページにおいて、さきの9月議会でご説明した、制度設計に向けた基本的な考え方を整理しています。本県の場合、私立学校等しか進学の選択肢がない場合において、ご家庭の経済事情のために進学を諦めることのないよう、低所得者層の就学支援という考え方で制度を設計している現行の制度がある中でして、検討に当たっては、3点に配意したいと考えています。その1点目としては、

ご家庭が名目のいかんにかかわらず、学費相当として負担している施設整備費等をどのように考えるのかということ、2点目は、国の検討の推移を見守る必要があること、最後3点目は、必要な財源の捻出についてです。

この3点の現状等ですが、まず1点目の施設整備費等をどのように考えるのかについて、本県と大阪府の納付金の比較をお示ししていますが、合計の金額で見れば、差はわずかしかないわけですが、内訳を見ると、本県の場合、授業料が低く施設整備費等が高い状況にあります。また、公立高校における施設整備の現状を全国との比較で見ると、本県の県立高校は空調、耐震化ともに全国に比べて整備率が低い状況にあり、こういったことも配慮しながら施設整備費等の取り扱いを考えていきたいと思っています。

次に、2点目の国の動きについて、この総務警察委員会の委員の皆様ご承知のとおり、 ことし10月22日の衆議院議員総選挙後に急に動きがあり、先週12月8日に、新しい 経済政策パッケージというものが閣議決定され、その中に私立高等学校の授業料の実質無 償化が含められました。国のほうで、年収500万円未満世帯を対象とした私立高等学校 授業料の実質無償化を実現する方向になっています。

最後3点目の財源の捻出については、例年12月下旬にも地方財政対策の案が示され、 その後、交付税等の見通しが判明するという状況ですから、これらを踏まえながら今検討 をしているところで、今度の2月定例県議会において、県としての制度、考え方について 一定の結論を出してお示ししたいと考えています。

なお、資料5のその次3ページには、今ご説明した12月8日閣議決定の新しい経済政策パッケージの抜粋を載せており、4ページと5ページには、ことしの6月と9月議会にもお示しした大阪府と本県の制度比較の概要図と説明を再度添付しています。

以上でご説明を終わります。よろしくご審議をお願いします。

〇中西観光局理事 それでは、今年度の「奈良大立山まつり」の実施概要について、座らせていただいて、ご報告したいと思います。

去る11月21日に「奈良大立山まつり」実行委員会があり、平成30年の大立山まつりをどのような形でするのかについて、しっかりとご指示をいただき、内容が固まりましたので、ここで報告をさせていただきます。

資料6の1ページですが、イベントコンセプトは「年の初めに無病息災を祈る」という そのままでして、奈良の弱点である冬場の宿泊客に多く来ていただき、また、県内市町村 の魅力を全国にPRするという目的のために、来年1月の26日から28日、金、土、日 曜日の3日間に限定して、26日は夕方16時から、27、28日はお子さんのことも考えて昼の13時から、3日間いずれも夜20時まで開催させていただきます。

なお、27日は若草山焼き行事と同時開催ということで、若草山焼きには宿泊者向けの 有料観覧席が約500席ほどあって、これはもう既に完売しているのですが、今回は、大 立山まつりのほうでも同じように、山焼きと一緒に見られる有料席を500席以上つくら せていただいたところ、現在旅行会社から聞いているところでは、こちらのほうも既にお おむね予約が入っている状態です。

一応変更点をご説明しますと、平成27年度に第1回をスタートしたときには、伝統行事として各市町村から出ていただいたのは14団体でしたが、今年度は27団体ということで、橿原市の十市のだんじりをはじめ、新しい参加団体が出てきています。また、「あったかもんグランプリ」には県内39市町村全部に出ていただいていますが、今年度は、「あったかもんグランプリ」のブース以外に、それぞれの市町村のPRをしていただき、またはいろいろなものを売っていただく物販もできるようなスペースを追加して、活発にやっていきたいと考えていまして、市町村によっては、もう既に「あったかもんグランプリ予選会」等をやって盛り上がってるところもあります。また、前々から問題になっている誘客の伸びについては、地元の自治会等々、いろいろなご意見を聞く中で、やはり子どもが楽しめるようなアトラクションという子ども向けの視点も要るのではないかというご意見を受けて、今回は、子ども向けのエンターテイメントゾーンを設置して、多くの親子連れに楽しく来ていただけるようにと考えています。

次の2ページは、会場レイアウトです。大きく変わった点は開催場所で、前回までの大極殿院前は現在工事していることもあって、朝堂院周辺に変わっています。今までは、伝統芸能に参加していただいた方が一生懸命やっているのに、「あったかもんグランプリ」エリアで食べている人は全然見ていないという苦情もたくさんいただいていましたが、朝堂院周辺で開催する今回は、花道である舞台を真ん中に配置して、両サイドから約100のブースで舞台を囲む形にレイアウトを変えて、食べながらでも舞台を見ていただけるように考えています。また、「こども縁日」「こども広場」という子どもも楽しめるアトラクションエリアを設けていますが、ロードトレインというものに会場内を「こども広場」まで親子連れで運んでいただくような演出等々も考えています。

次の3ページは伝統行事の舞台での出演団体で、赤で表示している5団体が、今回新しく参加していただけるところです。4ページは舞台以外でまつりを盛り上げる行事等で、

そもそもこの「立山まつり」という言葉は奈良県にしか存在しない言葉ですが、今まで出ていただいていた広陵町の「立山祭り」以外にも、橿原市から八木町の愛宕祭の立山も参加していただくことになっています。この4ページの後半は3日間のスケジュール、次の5ページでは、「あったかもんグランプリ」の出店内容やグルメ・特産品販売の細かい内容を記載しています。

今回は、スタッフのほうも県職員、市町村職員のみならず、民間企業や地元自治会等からのボランティアスタッフの方も参加していただいて、多くのお客様とともに、一緒に盛り上げていこうと考えていますので、よろしくお願いします。以上です。

〇山本委員長 ただいまの報告、またはその他の事項も含めまして、質問があればご発言 願います。

○森山委員 今ご説明いただいたことに関することも含めて、2点簡潔に教えていただきたいと思います。

1点は、奈良県職員の退職手当に関する条例に関係することで、先ほどの付託議案の議第98号「奈良県職員に対する退職手当に関する条例等の一部を改正する条例」に重なりますけれども、先日ヒアリングもさせていただきましたが、今回の条例改正を平成30年1月1日から施行するに当たって、今回の改正が適用される退職者の人数と、課長クラス、係長クラスそれぞれで、退職手当は平均何円くらいの減額になるのかについて、もう一度確認したいので教えてください。

〇乾人事課長 済みません、手元に数字を持っていませんが、知事部局で100名弱だったかと思います。

〇森山委員 大体で結構ですので、ありがとうございます。先日のヒアリングのときに、 きちんとお聞きしたつもりでしたが、手元になかったので確認のためにお聞きしました。

今回の退職手当の引下げは、流れで言うと、国家公務員退職手当法の改正に準じて引き下げるということでした。長年奈良県で勤めていただいて退職される方にとっては、非常に額も大きいし、正直痛いと思うのですけれども、奈良県以外の団体でも半数以上は、この12月定例議会や次の2月の定例議会でそれに準じて減額を行うという状況を聞いていると、これは進めていかなければならないのかなという思いで、先ほどの議第98号の採決では賛成させていただきました。

今度退職される方は、これまで30数年間の長年にわたって、奈良県の県民生活の向上 に寄与しようと勤めてこられ、この1年くらいの間にようやく働く体制も変わってきて、 働き方改善、働き方改革ということも出てきて、超過勤務の縮減などいろいろ進み始めてきたところで退職されます。最近やはり超過勤務のことなどがよくテーマに上がりますけれども、今度新しく勤めてこられる次の職員の代には、しっかりと働き方改革が実を結んで超過勤務が縮減するなど、よりよい体制のもとで県民サービスの向上に努められるようにつなげていただくことが、減額は非常に痛いですけれども、長年公務員として勤めていただいた方に報いることができる一つになるかと思っているのですけれども、そのあたりの意気込みや思いについて、聞かせていただけたらと思います。

○乾人事課長 まず、先ほどご質問いただいた数字が出てきましたので、ご報告します。 まだ想定ですけれども、今年度末に定年される方は知事部局で75名で、あと定年を待た ずに勧奨退職される方が例年おられるので、その辺を含めてやはり100名くらいになる かと思っています。また、退職手当の金額への影響については、課長級で約80万円余く らいの減額になります。

それから、今ご質問いただいた働き方改革への意気込みについてですが、常々申しているところですけれども、働き方改革は行政運営上最も重要な課題の一つと認識しています。もちろん超過勤務の縮減についても、いろいろな取り組みをやっているところですけれども、特に今年度からは、より働きやすい職場づくりということで、フレックスタイム制を導入をさせていただきました。これは、育児や介護など時間的制約がある場合でも、状況に応じた柔軟な働き方を確保することで、ワーク・ライフ・バランスに応じて公務能率の向上や超過勤務の縮減等を目指すものです。また、ことし7月からは、ICT技術を用いたモバイルワークというものを試行しています。具体的には、パソコンをネットワークでつないで、県庁に来なくても出先でも勤務ができるというもので、また、橿原総合庁舎にサテライトオフィスを設けて、場所にとらわれない働き方で移動時間の縮減等々も目指しているところです。このようないろいろな取り組みを通じて、直接的には森山委員がお述べの職員の働きやすい職場環境を整備するということと、もう一つは、職員一人ひとりが自分の働き方を見直すことも期待しています。引き続き、働き方改革に向けた積極的な取り組みをしていきたいと思っているところです。以上です。

〇森山委員 ぜひよろしくお願いいたします。

質問の2点目は、先ほどご説明いただいた今年度の「奈良大立山まつり」についてで、 確認させていただきたいことがあります。

子どもも楽しめるアトラクションに力を入れることは、家族ぐるみで参加される方もふ

えると思うし、非常によいと思って聞かせていただきましたが、その中で気になったのは、 日中から夜にかけてずっと行事が行われるということは、当然、小さな子ども連れの方が ベビーカーなどで暗がりを歩くことになるわけですよね。そのときに地面に段差やひっか かりなどがないか、暗いエリアがあるのではないかなど、駅からも距離があり、会場内も 広いですので、小さな子どもを連れていっても大丈夫なのかが気になります。まして外は 寒いですからね。移動などについて、きちんと安心できるようになっているのか、確認を お願いします。

○中西ならの観光力向上課長 まず、会場への安全対策のご質問についてですが、やはり平城宮跡は広い会場の中で暗いということが、いつも課題になっています。先ほどもご説明したとおり、今回は、食べるところと舞台を一体に、真ん中にコンパクトな形でまとめられたため、いわゆる暗い部分はかつてよりは少なくなっていると考えています。ただ、やはり会場自体が広く、会場へ至るまでの距離もありますので、危ないところは警備員を配置し、また、全体としてできるだけ足元も含めて明るくするよう、対策はしっかり考えて運営していきたいと考えています。以上です。

○森山委員 今回は、橿原市十市町のだんじりも新たに参加するということもあって、近 所の人たちもたくさん誘い合わせて行ってくれたらと思っていますけれども、そのように 宣伝するにしても、小さい子どもたちも一緒に行ってもらう場合に、昼間は大丈夫だけれ ども、夜は危ないと思うからやはり避けたほうがいいと説明したほうがよいのか、夜も全 然安全だから、たくさん子ども連れも行ってよと言ってよいのか、その辺の違いがあると 思って確認しました。昼間であれば、せんとくんの何かマットのような、遊べるものがあって非常に楽しいと思いますけれども、夜しか行けない人もいますから、ぜひ子ども向け の安全対策をしっかりしていただきたいと思います。以上です。

○荻田委員 私からは、要望だけしておきます。

まず、先ほどの付託議案の中でも、警察本部における交通事故の報告がありましたが、このようなことは初めてではないかと思うのですが、12件ということで非常に多かったところです。その場その場で緊急に発進したり、いろいろな事情があるのだろうと思いますが、特に年末が迫ってくると、一層交通事故が多くなります。年末年始の雑踏警備なども含めて遺漏ないように、県職員の皆さんともどもに、どうぞしっかりと頑張っていただきたい。特に、安田警察本部長以下、警察本部の方々には、ぜひその思いを共有していただきたいと思います。

それからもう1点、乾人事課長は、きょうは随分答弁が多いようですけれども、私からは要望をしておきます。特に昨今、心の悩みなどの病気で休んでいる県職員が非常に多いようですけれども、恐らく、新年度に向けての人事異動を少しずつやっていく頃だろうと思いますが、その際には、適材適所の人事配置が必要だろうと思いますので、各課や県職員それぞれの思いを共有しながらやっていただけたらと思います。今までは、上司が部下に対して、いろいろな問題について注意などをしても、あとのフォローがあったため、それによって心の悩みなども消えたということがありますけれども、ここ最近は、怒ったら怒りっ放しということも多いようです。やはり課の長の任にある人は、いろいろな思いがありますけれども、先ほども話に出ていた働き方改革という問題意識を、本当にともどもに共有をして、それぞれの課においていろいろな目的をもって事業を推進する中では、課の長として、1年通してしっかりと目を配りながら、しっかりとした思いを持って事業の推進に当たっていただきたい。これだけはぜひお願いしたいと思います。そのことによって、県民の奉仕者として、県民サービスにおいて一層県庁力が発揮できるものと思いますので、要望して終わります。以上です。

○川田委員 まず、高校無償化の請願の件について、前回9月議会の総務警察委員会では、 この12月議会では一応制度を示していただくという話でしたが、先ほどご説明いただい た資料5「私立高等学校等授業料軽減補助について」の2ページのとおり、国のほうで具 体的に高校無償化を推進していく話が出てきましたので、県独自の施策だけでは進めにく くなったということで、今回は具体的な制度の提示がなかった理由はわかりました。

この2ページには、公立高校における施設整備の現状が載せられていますが、この点は、 先の10月の決算審査特別委員会などでも、教育委員会等々とずっと議論してきている問題で、その際やっと、クーラーの設置も耐震化も、一遍には無理なので計画を立てて今後 予算要求を行っていくという答弁もいただいたところです。平成28年12月議会で採択した請願で求めているのはあくまで高校無償化で、こういった別のものは話をぼやけさせますので、資料からは除いていただけないですか。施設整備をやると言われても、この請願では一言も書いていないことですし、別の所管委員会で議論してきていることで、決算審査特別委員会では一定のご答弁もいただいているところですので、これは除いてください。請願で求めているのは、はっきり言えば、授業料についての保護者の負担を大阪府と同等に解消すること、それだけですので、その点よろしくお願いしたいと思います。

それから、国の制度について、何円で線引きされるのか、まだ決定ではないので今は何

とも言えないにしても、大阪府と同等の無償化制度となる所得レベルは、国の制度と無関係に既にありますので、それが請願で求めているところです。国の制度が適用されれば、県の出費がその分少なくなるというだけの話ですから、国から出されるお金とプラスアルファの県から出すお金で、両方足せば大阪府と同等くらいの無償化が実現できるという制度設計をお示しいただきたいのですが、先ほどのご説明では、その点を勝手に変えて歪曲しているように思いましたので、村田地域振興部長、その点はいかがですか。

〇村田地域振興部長 今、川田委員からご指摘があった件については、9月議会の代表質問で荒井知事から答弁申し上げているところで、県立高校の状況を改善するために予算要求していこうという教育委員会の姿勢にあわせて考える必要があるかどうか、検討させていただきたいということで、施設整備の状況は無関係な話ではないと思っています。また、先ほどもう1点、制度設計についてもご指摘がありましたけれども、国の新しい経済政策パッケージについて、先ほどはご説明を省略させていただいた点ですが、政府のこの制度の導入予定はあくまで2020年度で、制度の詳細設計は今度の夏までが目途という話を伺っています。国としての財源も、そのときまでに検討されることになりますので、来年度の当初予算において、国からお金をいただける分を除いて本県が財源を充てるという制度をつくることは不可能かと思います。

〇川田委員 まあいいです。議会で請願で採択されていますので、とにかくやってください。請願の中には、設備状況や耐震化については入れていませんので、請願の内容どおりにお願いします。請願に対しては、議会ごとに報告していただく道義的責任があるわけですから、請願そのものに対しての返答報告をお願いします。そこでは、設備状況や耐震化が入ってしまうと論点が変わってしまうので、ややこしいから除いてください。この件はこれで結構です。

次は「奈良大立山まつり」についてです。中西観光局理事からは、以前、今度は3年目、ホップ・ステップ・ジャンプのジャンプの年だとお聞きして、その際は、よろしくお願いしますと終わっていたのですが、今回は、どこまでいけばジャンプというのか、その基準をお聞かせいただきたいと思います。

○中西観光局理事 ただいまご指名いただきましたので、当の発言した本人としてお答え します。川田委員からは、ジャンプの基準はあるのかというご質問をいただきましたが、 正直に言って基準はありません。お祭りですので、まずは心意気という部分です。1回目、 2回目ともいろいろ問題があったことは重々認識もしていますし、反省もしています。そ れなりの費用対効果ということを常に言われてきたと思いますが、やはりその意味で、3回目には、まずはたくさんの方に来ていただくことが一番大事だという原点に戻りまして、鉢巻きを締め直して頑張るという意味で、1段目、2段目より3段目はたくさん眺ぶぞという意味で言いました。ですので、何万人が来れば、ホップ・ステップ・ジャンプの基準を満たしたことになるのかもわかりませんけれども、目標来場者数として公表できるものはまだ持っていません。私は方々で結構大きなことを言っていますが、そのようなことは議会で観光局理事としては言うなと言われていますので、私個人の思いは別の機会に言わせていただくかと思いますが、県としては、前年を大きく上回るように今鋭意努力をしているところですし、先ほどご報告したように、今回は、地元の方々も含めて大分手応えは感じています。やっと周知できたのかというより、やっとそこに至ったのかという気はしますけれども、たくさんの方に来ていただけるようにと思っていますので、またその上で、川田委員がお述べの費用対効果を含めて、なかなか数字は出しにくいものですが、先ほどご説明した有料席もそうですが、「奈良大立山まつり」をベースにした旅行商品も出てきており、宿泊者数など数字で示せる部分もあるかと思いますので、よろしくお願いします。以上です。

〇川田委員 わかりました。その議論を余りここでやっていても仕方がありませんので、 ホップ・ステップ・ジャンプですから、ホップ・ステップ・ステップくらいで終わらない ように、お願いをしておきます。

それから最後に、人事の関係の質問です。県職員が自殺された件については、砂防・災害対策課という課の体質等も関係あるのではないかということで、6月議会の一般質問でも質問させていただきました。以前、人事委員会に対しては、労働基準監督機関の立場にある以上、やはり県職員の労働基準に関する調査をやるべきではないかとお願いしたところ、人事委員会でそのあたりを調査いただきましたので、その調査の文書について開示請求させていただきました。その文書をきょう持ってくるのを忘れたのですけれども、文書の目付は何月何日だったか、まず確認をお願いしていいですか。

○槌野人事委員会事務局長 何の日付かわかりませんが、11月9日付で総務部長に対して文書を発出しました。その日付でしょうか。

○川田委員 ありがとうございます。11月の初旬くらいに総務部長宛とのことですけれども、是正を求めるような厳しい内容だったと思うのですが、結局、残業時間が書かれていて、残業時間も多かったし、診断をされているのも多かったし、超過勤務命令を出され

ていない勤務時間終了後の在庁時間が非常に多かったのです。どうやってそれを調べたのかというと、パソコンの使用記録などで調べたのですよね。それによれば時間のそごがほとんどなかったということで、実態があらわれているということですね。一昨日のサービス残業に関する阪口議員の一般質問で、荒井知事の答弁を聞いていて、いかがかと思ったのですけれども、勤務時間終了後にパソコンを使用しているということであれば、超過勤務命令なしに何のために残っているのでしょうか。仕事と関係ないのであれば、帰っていただくのも監督責任の一つではないですか。勝手に残っていたから県は知らない、このようなことは通用しないのではないかと思うのですけれどもね。その点、人事委員会からも公文書で通知がなされているということもありますので、今後、実態解明についてはどのような行動をとるつもりか、それをまずお聞かせください。

〇乾人事課長 済みません、実態解明といいますと、今回の自死された職員の勤務の実態 解明ということですか。

〇川田委員 そのとおり、それがまず一番です。それが一番ですけれども、ほかの常勤職員の勤務の実態も、あわせて調査する必要があるのではないですか。以前から指摘されていることですし、現実にこのような状況も起こっているわけですから、それも含めていかがですか。

〇乾人事課長 人事課としては、以前もどこかの場でお話をさせていただいたかもわかりませんけれども、自死された職員のご遺族からのご要望を受けて、7月、8月にその職員の勤務の状況について、周りの関係者の方のヒアリングなどにより調査をし、まとめた上でご遺族のほうにご報告をさせていただいています。

〇川田委員 私は今、ご遺族に対する話をしているわけではありません。人事委員会から、実態を示して改善しろというような内容の通知が出されたではないですか。その文書の開示請求をしたところ、全文がそのまま黒塗り一つなく全面開示されたのですから、どこに出してもいい文書ではないですか。ご遺族に報告された資料は、誰もが見られるものではありませんので、その内容についてここで議論しても仕方がありませんが、人事委員会から出された通知内容は、全て公にできるではないですか。先ほど給与の勧告に関しては、全面的に尊重しなければならないと言いましたが、人事管理についても同じことが言えるのではないですか。それは関係ない、また別だという理屈は通用しないと思います。ですから、人事委員会に指摘された県職員全体の実態をしっかりと解明していただいて、この総務警察委員会で報告する義務があると思うのですけれども、その点いかがですか。

〇乾人事課長 川田委員がお述べの人事委員会からの県への文書について、中身をご報告 させていただくと、超過勤務命令や休日勤務命令がないにもかかわらず在庁していたこと、 また、恒常的に長時間在庁していたことや、正規の勤務時間を除く在庁時間と超過勤務命 令との間に乖離が長時間あったことが認められたという内容で、あわせて、ワーク・ライ フ・バランスの実現に向けた勤務環境の整備について、任命権者においても一定の取り組 みがなされていることも書いていただいています。ただ、長時間在庁があったことなどは、 職員の勤務管理及び健康保持の観点からも憂慮すべき状況であるというご指摘をいただい ています。このご指摘を県としても重く受けとめて、勤務時間の適正化、勤務時間縮減の 取り組みを続けるとともに、そもそも業務量を減らすために業務改善も必要と考えていて、 アウトソーシングを含めて、業務改善に取り組みたいと考えているところです。以上です。 **〇川田委員** 人事委員会からそのような通知を受けているわけですから、我々県民として は、やはりそれを聞く権利、知る権利があるのではないですか。ですから、きちんと調査 をして明らかにしてください。砂防・災害対策課の問題でも、一昨日、荒井知事が一般質 間で答弁していたその晩には、テレビでその責任について報道されていたではないですか。 都合の悪いところは出さないようなことをしていたら、本当のことなど何も明らかにはな りません。人事委員会が調べたということは、結局パソコンの使用記録が残っているので しょう。パソコンの使用記録を全部調べたら、在庁時間に何をしていたのか、仕事をして いたのかどうかも、全部確認できるではないですか。仕事をしていたかどうかわからない と答弁していますけれども、調べたらわかるではないですか。調べなかったらわからない のですから、調べたらいいではないですか。1名の方が亡くなっているのですから、その ような他人事みたいなことを言わずに、一回真面目にそれを調査して、明らかにしてくだ さい。

絶対誰かに責任があるのですから、誰の責任かという話でしょう。行政側には責任はないという結論になれば、それはそれでしょうけれども、行政側も、何時間も勝手に仕事をさせていたこと、超過勤務命令もされていないのに仕事をさせているような環境については、仕事の配分が悪かったという監督責任が問われるのではないですか。今回の問題は、そういった多くの問題があります。ですから、労働基準監督機関である人事委員会にお願いをして、調査していただきましたが、今回出された通知については、私は何もお願いしておらず、人事委員会がみずからの判断で出されたものです。それを受けているわけですから、最大限尊重して、実態を全部明らかにするのは当たり前のことだと思います。これ

以上はもう時間がありませんので、辻本総務部長にも、実態を明らかにすることをお願い して、本日の質問は終わります。

○大国委員 「奈良大立山まつり」については、先ほど質問等もありましたけれども、大変多くの方から、今度はどのような形でというようなお問い合わせもいただいていますが、私が参加した経験から、1点要望だけさせていただきます。

ご準備をいただく方も本当に気の毒なくらい、大変寒い中でやっていただいており、私どもも、何枚も着てカイロも貼って、万全な態勢で行くわけですけれども、既に椅子が凍っている中で舞台を見たという状況でした。今回はホップ・ステップ・ジャンプということで、寒さ対策も、より一層充実させていただきたい。夏に行われた平城遷都1300年祭のときは、ミストなどいろいろな形で涼める場所もつくっていただきましたが、やはり寒くて限界でして、駅まで行くにも歩けないような状況の方等も含めて、ここに行けば温かいという場所があってもいいのではないかと思います。「あったかもんグランプリ」のメニューを食べれば確かに温まれるでしょうが、それだけではなく、ここに行けば温もることができるといった情報を、ホームページ等でも示していただいて、今回はせっかく朝堂院周辺でやるわけですので、ぜひともそのような工夫もお願いしたいと、これは要望だけでとどめたいと思います。

次は質問ですが、運転免許証の更新手続きにおける高齢者講習の受講待ちの現状についてお尋ねします。警察本部におかれては、高齢者の認知症等やてんかん等の疑いのある方の交通事故を未然に防止していただこうという、昨年の9月議会での私の代表質問を受けて、新ノロ駅のほうの運転免許センターに独自で保健師を配置をしていただき、大変ご活躍をいただいており、本当に感謝を申し上げます。

そのような取り組みもされていますが、ことしの3月12日に施行された改正道路交通 法では大きく2点改正され、そのうちの1点、高齢者運転対策の推進として、臨時適性検 査制度の見直しや、臨時認知機能検査・臨時高齢者講習制度の新設等がスタートしました。 ただ、私の住んでいる地域や県内の方から、講習を受けるのに非常に待ちの期間が長いと のことで、奈良県警察のホームページを見ると、10月末現在ですけれども、待ち期間が 大体平均5カ月以上ということで、このような状況が続いていて、高齢者の方が免許更新 をしようとしても、待ちが生じており、もしかしたら更新期限に間に合わないのではない かと危惧する声もあります。まだ制度自体が周知されていないというか、認識されていな いこともあって、質問をさせていただきますが、高齢者講習の受講待ちの現状と、県警察 としてはどのように改善を図ろうとしているのか、お伺いします。

〇宮本交通部長 ただいま大国委員から、高齢者講習の受講待ちの現状と、受講待ちが長いのでどのように改善を図ろうとしているのかについて、ご質問いただきました。

大国委員がご指摘のとおり、運転免許更新時の高齢者の受講待ちは、現在平均5カ月待ちとなっており、それには大きく3点の要因があると考えています。1点目は、高齢者講習等は運転免許センターで実施するほか、全国的にも指定自動車教習所等に委託していますが、当県には指定自動車教習所等が、鳥取県の9カ所に次いで2番目に少ない10カ所しかないという点があります。当県は指定自動車教習所もそこにおける資格を有する講習指導員も、全国に比べて非常に少ない状況にあります。

あとの2点は、本年3月の改正道路交通法の施行に伴い、2つの負担が増加したことです。その1つ目は、75歳以上の高齢者は、免許更新時に認知機能検査と高齢者講習の2つを受けなければならず、従前は同じ日に実施していましたが、法改正により同日実施が困難となったことです。具体的には、認知機能検査の結果に応じて、受講する講習の内容が合理化講習か高度化講習かに分かれることになったため、別の日に行わざるを得なくなりました。この結果、認知機能検査と高齢者講習を別の日に行うため、効率的な実施ができなくなったということです。増加した負担の2つ目は、75歳以上の運転者が一定の違反行為を行った場合、臨時の認知機能検査と、その結果により高齢者講習を受講する新たな規定が設けられたことです。この臨時の検査と講習は、運転免許センター、いわゆる警察のみで一元的に行っていますので、これまで運転免許センターで行っていた通常の更新時の認知機能検査と高齢者講習が指定自動車教習所等に回ることとなり、結果として、自動車教習所等の負担が増大しているのが現状です。

これらの要因が重なって、受講待ちが長期化しているものと考えていますが、県警察では、改善に向けて、運転免許センターでの講習等の実施を拡大すべく、職員にそれぞれの 資格を取得させるなどして担当職員の拡充に努めています。さらに、これまで運転免許センターのみで行っていた認知機能検査を一部の警察署、具体的には奈良警察署で試行実施をする取り組みを行っています。一方、指定自動車教習所等に対しても、講習指導員の増員など体制の強化を依頼していますが、経営上の問題もあって、なかなか体制強化が進まないのが現状です。今後も、指定自動車教習所等としっかりと連携して、高齢者講習の実施体制の強化を図り、受講待ちの縮減に努めていきたいと考えています。

〇大国委員 現状的には、まずは、奈良県内の指定自動車教習所等が少ないという圧倒的

なキャパの問題があること、加えて、制度が変わって講習も分けてやらなくてはならなくなったこと、また、自動車教習所等における人材の確保についても、経営的に教習所等の負担が大きいことなどが要因だというご答弁でした。こういった中で、効率的な高齢者講習等の実施が困難となっているため、県警察においては、担当職員の拡充を図っているとのご答弁でしたが、指定自動車教習所等をふやすのは困難だと当然思いますけれども、講習を実施する指導員の増員はなぜ図られないのか、お尋ねをしたいと思います。

〇宮本交通部長 先ほど申したとおり、これまでも指定自動車教習所等に対して体制の強化等を依頼していますが、コストに見合う委託料が支払われていないことが、指定自動車教習所等が講習指導員の増員等に積極的ではない一つの要因だと認識しています。ちなみに、当県における教習所等に対する委託料は、全国で3番目に低いということで、現在、コストに見合う他府県と同等の委託料を確保できるように予算要求中で、今後、財政当局としっかり協議をしていきます。

○大国委員 自動車教習所等にはいろいろな違いというか、当然季節などによっても忙しい時期もあれば、そうでもない時期もあるかと思いますけれども、それに加えて、コストに見合う委託料が支払われていないということで、財政当局と協議をしていきたいというご答弁が今ありましたが、なぜ全国で下から3番目なのかも含めて分析していただいて、ぜひともご検討いただきたいと思います。

県警察では、受講待ちの解消に向けた対策をとり、努力をしていただいていますけれど も、高齢運転者の交通事故防止のために高齢者講習は重要だと考えますので、現在の取り 組みをさらに前に進めて、高齢運転者の事故防止に努めていただきたいと思います。最後 に、そのお考えについてお示しいただきたいと思います。

○宮本交通部長 考えということですが、全国的に高齢運転者による交通事故が増加しており、高齢運転者対策は喫緊の課題である中、ご高齢の方がご自身の認知機能や身体機能の変化を自覚し、それに応じた安全運転を行っていただくためにも、高齢者講習は極めて重要です。その高齢者講習の受講待ちが長期に及ぶことは、大変な問題と認識していますので、高齢運転者の方にスムーズに講習を受けてもらえるよう、運転免許センターの体制強化はもちろん、指定自動車教習所等へも十分な体制をとってもらえるよう、必要な予算の確保に向けて財政当局へ働きかけを行っているところです。県警察としては、高齢者講習を適切に実施して、高齢運転者による交通事故の防止を図っていく所存です。以上です。〇大国委員 ぜひともしっかりと取り組みをお願いしたいと思います。終わります。

〇山村副委員長 私から 2 点お聞きします。 1 点目は、美術館と文化会館の整備についてです。老朽化していて、リニューアルが必要と聞いていますが、計画とその後の進捗がどうなっているのかお伺いします。

〇桐田文化振興課長 山村副委員長がお述べのように、両館ともに開館後40年以上経過 していて、老朽化も相当進んでいますので、大規模な改修、新たな機能の充実が必要と考 えています。両館を含めた周辺を文化ゾーンと位置づけて、奈良公園の玄関口としての格 式を満たすとともに、文化振興、観光振興の拠点として整備したいと考えています。以上 です。

〇山村副委員長 この計画に関して、婦人会館、消費生活センター、北分庁舎の3棟を解 体撤去をして、撤去した部分に美術館を増築するような計画がされていると聞いているの ですけれども、現在撤去後の発掘調査が行われています。その結果、当地は平城京左京七 条七坊に当たり、輿福寺旧境内で瓦を焼いていた瓦窯9基が見つかったということでした。 時期的・時代的にはいろいろ違いがあるのですけれども、一番南側のところは、12世紀 後半の平重衡の南都焼き討ちに遭ったとき、興福寺の再建の際に瓦を焼いていたと推計も されている大変貴重な生産遺構だと言われています。説明会には700人もの方が来られ、 関心も高いようです。もともと1969年に婦人会館の建設に当たって事前調査を行った ときにこれが発見をされて、当時は、県下でも大変珍しい窯の跡ということで、その当時 の建設の計画、設計の変更を行って今日まで保存してきたと聞いています。ところが今回 の場合は、記録保存にして遺構自体は解体すると聞いているのですけれども、これについ ては、文化財保存全国協議会などから、これまでの経過から見ても美術館の整備に当たっ ては登大路瓦窯跡群の保存を前提とした計画にしてほしい、遺跡と共存する美術館を古都 奈良にふさわしいように整備してはどうかという要望がされていると聞いています。この ことについて承知をしているのか、また、文化財保存課と何らかの協議や検討などが行わ れたのかどうかについて伺います。

○桐田文化振興課長 教育委員会事務局文化財保存課から聞いている内容としては、山村 副委員長がお述べのとおり、大変貴重な遺産であるようですけれども、残念ながら残存状 態が悪いので、現地保存ではなく、遺構の3Dレーザーなどを含めた記録保存という方針 を決めたと聞き及んでいます。以上です。

〇山村副委員長 奈良県では文化財活用化ということで、活用に力を入れているということです。保存状態について、私は専門家ではないのでわかりませんけれども、要望を出さ

れた皆様方にしてみれば、遺跡を全て残せではなく、一部でも見学をできるような美術館というような整備をすれば、まさしくその文化財を活用するという点では大変よい結果になるのではないかと思います。県の方針としても、文化財については活用の立場に立っているということで、活用という道もあるのではないかと思いますけれども、担当課としてはなかなか答えにくいかもしれませんけれども、いかがでしょうか。

〇桐田文化振興課長 現在、教育委員会では遺構を解体しながら記録の作成を進めており、 現段階においても、遺構の残存状態は悪いと聞いていますので、記録保存の方針には変わ りはないと確認をしています。以上です。

〇山村副委員長 ということは、今さら言っても無理だという結論ですね。本当に残念です。今後、あの部分とさらに北分庁舎の部分も発掘調査がなされるということで、このあたりはどこを掘っても興福寺の境内跡ということで、いろいろなものが出てくるのではないかと思います。50年前に発見されたものを今日までずっと残してこられて、南都焼き討ちという非常に歴史的な事実を一般の方も身近に感じることができる遺構ということで、文化振興や奈良県の歴史として活用するのは、非常に大事なことではないかと思っていますので、全く諦めてしまうのではなく、何とかならないのか引き続き挑戦してほしいと要望しておきたいと思います。

これに関しては、もう1点意見を申し上げたいのですけれども、以前、文化会館と美術館を合わせた概算事業費の予定として234億円余りと出ていましたが、非常に多額ですので、これだけの費用がかかるのかは今後精査があると思うのですけれども、奈良県にとって美術館、文化会館は大切な施設で、県民にとっても必要なものですので、文化会館も耐震性がないということから考えても、やはり早急に快適に利用ができるようなリニューアルは必要だと私も思っています。しかし、今、県庁横の登大路駐車場のところに新たなバスターミナルがつくられていますが、ここには大きなホールや飲食物販施設、イベントなどができる会場をつくるということで、美術館や文化会館と一体の地域に果たしてそのような新しいものか必要なのか、47億円をかけてそれをつくることが本当に必要かという点で、改めて非常に疑問を強く持っています。やはりどうしても必要なものをまず優先して整備をしていき、必要ではないというか、不要不急の箱物づくりは再検討されなくてはならないということで、今まだ建ってしまったわけではありませんので、そのことを申し上げておきたいと思います。

それから、2点目の質問ですけれども、奈良県公契約条例についてです。今回、県職員

の給与の改定について人事委員会勧告がされて、県としても引き上げられることになった ことについては、わずかではあっても評価ができると思っています。しかし、経費節減を 目的に、県の仕事のかなりの部分を民間に委託することがどんどん進められてきて、それ だけではなく、県庁の中にも非正規の職員の雇用がたくさんふえてきている状況もありま す。そのような事態の中で、本当に公共サービスを担う委託先の民間の労働者の方々に雇 用の不安や賃金、労働条件の劣化という問題が生じ、また官製ワーキングプアという社会 的な問題にもなっていると思っています。この問題に対して、委託や請負先の労働者の雇 用の安定や生活の保障と、公共サービスの質を確保していこうということで、公契約条例 が広がってきた経過があります。奈良県でもいち早くつくられて、それが一つの規範にな って法令違反をなくしていき、また最低賃金ではあるけれども賃金水準の確保、それから 社会保険への加入など、さまざまな面で役割を果たしている点については評価をしている わけですけれども、今の全国で決められている最低賃金制度は、最低賃金そのものではと ても生活していけない非常に低い水準ということで、意欲を持って働き続け、また生活の 安定を求められる職場になり得るかという点では、いろいろ問題があると私は思っていま す。ですので、都道府県では余りないようですけれども、全国の市町村の例では、賃金の 設定をどのようにするのかについて、さまざまな改定や研究がなされていると聞いている のですけれども、その点について、県はどのようにお考えかお聞きします。

○阪本会計局総務課長 奈良県の公契約条例の概要と実施状況についてご説明します。

奈良県公契約条例は平成27年の4月に施行されて、公契約の当事者である者の適切、 公正な執行を図るために、具体的には、県が受注者に対して、最低賃金以上の支払いと社 会保険の加入による労働者の適正な労働条件の確保を求めているものです。さらに、障害 者や保護観察者の方の雇用の拡充も図って、社会的な価値の向上につなげることにしてい るものです。最低賃金の支払いと社会保険の加入が遵守されていることについては、受注 者から賃金支払状況報告書というものを、契約担当課へ業務開始後3カ月を経過した月分 を翌月末までに提出していただくことになっており、以後6カ月ごとに提出してもらって 確認しているところです。

独自賃金については、山村副委員長がご指摘のように、先行する他県の状況などを見ると、一部の基礎自治体のほうで公契約の履行に際して独自賃金を設定している状況ですが、本県では県全域という広範囲にわたるところで、地域間で人口や事務所数、就業構造などに差もあることから、労働条件もいろいろありますので、画一的な下限賃金を設定するこ

とは今のところ困難ではないかと考えているところです。以上です。

〇山村副委員長 最低賃金の改定の点については困難との回答でした。他府県でも、県と して独自で決めているところは少ないようですけれども、市町村の例を見ると、最低賃金 の根拠となるものとして、国の公共事業における設計労務単価や国の建築物保全業務労務 単価、また生活保護基準もあれば、自治体の職員の給与との比較もあり、さまざまな面で どのような点が適合するのかの工夫、検討、研究などがなされているように思います。国 の公共工事設計労務単価や建築物保全業務の労務単価などは、最近でも全国平均4.9% 引上げということで、一方で基準が引き上がってきている状況がある中で、どのように考 えていくのかについては、やはり公契約のもとで働いている労働者にも適用される必要が あるのではないか。県には発注者責任があるということで、労働者の生活改善や生活の安 定について、やはり一定のことは考えていかなくてはならないと私は思っています。今す ぐどうということは思っていませんけれども、改善の余地というか、今後検討していくべ き課題はあると思っています。自治体が一方的に決めるのではなく、公労使、働いている 労働者の方々、使用者の方々と、公共側である自治体も入って、その地域における具体的 な額を考えるような、当事者も含めて検討をする審議会をつくること、また、奈良県下で は現在県と大和郡山市に公契約条例があるわけですが、もう少し現場と近い市町村などで もこのような条例ができて、きめ細かな形の対応ができるという方向も考えられるのでは ないかと思っているのですけれども、今後の課題ということで、改善についていかがお考 えかお伺いします。

○阪本会計局総務課長 独自賃金については、先ほど申したように、県域ということで、 基礎自治体で設定しているやり方と同様にすることはなかなか難しいかと思いますが、や はり公契約条例を施行する中で、独自賃金については一つの課題であるとは考えています。 賃金支払状況報告書をいただき、実態を把握しながら、今後もこのことについては検討を 重ねていくことになろうかと思っています。以上です。

〇山村副委員長 今後の検討課題ということで、現状の実態等も踏まえながらということですので、また今後、そうした実態についても伺いたいと思います。ご報告いただいて考えていけたらと思っていますので、よろしくお願いします。

〇山本委員長 ほかにはありませんか。ほかになければ、これをもちまして質問を終わります。

次に、委員長報告でありますが、本会議で反対討論をされる場合は委員長報告に反対意

見を記載しないこととなっております。

日本共産党は反対討論されますか。

- 〇山村副委員長 します。
- 〇山本委員長 では、委員長報告に反対意見を記載しませんので、よろしくお願いします。 日本維新の会は反対討論されますか。
- 〇川田委員 やります。
- **〇山本委員長** では、委員長報告に反対意見を記載しませんので、よろしくお願いをします。

公明党は反対討論されますか。

- ○大国委員 しません。
- 〇山本委員長 では、委員長報告に反対意見を記載することとします。

次に、委員長報告についてでありますが、正副委員長に一任願えますか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

それでは、そのようにさせていただきます。

これをもって本日の委員会を終わります。お疲れさまでした。